

第五十一回 参議院 石炭対策特別委員会 會議録第十一号

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午後一時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大河原 次君
理事 小柳 亨弘君
小野 篤一君
小野 明君
鬼木 勝利君

委員

國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

政府委員

通商産業省鉱山局長 西角 良彦君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省鉱山保安局長 森 五郎君

通商産業省公益事業局長 熊谷 典文君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原 次君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本件に対し、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小柳勇君 二、三点質問いたしますが、第一は、この貸し付け機械が、衆議院でも、中小企業炭鉱などが十分使えるように、そういう配慮と、それから、指導体制を強化していくということをやっておりますが、具体的に御説明を願います。

○政府委員(井上亮君) 機械貸与の問題につきましては、今度の合理化法の改正に際しましてお願いいたしているわけでございますが、先般の予算編成に際しまして、昭和四十年から、新たに中小炭鉱に對しまして、なかなか金融ベースでは合理的な近代化政策が進め得ないというような事情もございまして、貸与制度を新たに設けたのでございまして、この概要につきまして御説明いたしますと、ただいま考えております貸与制度は、大体新機種を中心に貸与してまいりたい。貸し付けます相手は、大手、中小の両面について考えておりますが、どちらかといえますと、中小の近代化促進のために今後この制度を大いに活用してまいりたいというふうに考えております。

機種といいたしましては、一面に、合理化、近代化資金の貸し付け制度、資金の融資制度もございまして、それと貸し付け制度と併用することになります。で、その場合に、融資の場合は、一応通常の機械については融資制度ということになろうかと思ひますが、中小炭鉱にいたしましては、

あるいは大手にいたしましては、新機種を新たに使つてさらに近代化を進めていくという場合に、非常なリスク、危険がございまして、したがいまして、そういう場合に自分のものにする、つまり融資を受けて買うというよりも、貸与制度のほうがより合理的だというような面がございまして、で、スタートにおきましては、そういうものについてまず貸与制度をやつていきたい。将来の方向としましては、これは会社経理の改善の見地から見ましても、なかなか融資ということになりますと、特に中小炭鉱につきましては担保力がございませ

んから、金融機関からなかなか融資を受けがたいというケースもございまして、そういう場合に貸与制度の活用ということが非常に有効になつてくるというふうに考えますので、そういうような運用をしてまいりたい。それから、対象機械としましては、いま申しましたように、新機種でございまして、まあこれは採炭、掘進等に関します機械を一応対象にして考えてまいりたいというふうに考えております。

○小柳勇君 中小企業のほうの機械貸与制度は、県で協会をつくつて、今度八府県ばかり適用しますが、あとでこれは譲渡するようになつて適用になっておきますね、年賦で。これはどうなんですか。やはり中小の山、あるいは大手の山でもいいが、四、五年使つたら将来機械を譲渡するような方法でも考えているのですか。

○政府委員(井上亮君) ただいまのところ、譲渡までは考えておりません。しかし、まあ今後の運用に際しましては、特にそれがほしいというようないふことは、ないか。ただ、現在のところは、一応あくまでも譲渡をするよりも、一応最初から希望される場合には、むしろ近代化資金の融資や何かがありますから、そういうものにむしろなじむのではないか。ただ、自分のものにする

のはちよつと危険性があるとか、機械に習熟するまでリスクがあるとか、あるいは買うよりもむしろ借りるほうが経理上有利だというような場合に貸与というよりなことになるから、初めから自分のものにした場合には、むしろ融資制度のほうがなじむのではないか。しかし、使つてみるうちにやはり買取りたいという希望も實際問題としてあらうかと思ひます。そういう場合につきましては、今後運用について検討してまいりたいというふうに考えております。

○小柳勇君 まあ性善説をとつて考えておられるようだけれども、ぼくはやはり永野さんの発言じゃないけれども、貸し付けの機械について、乱暴に扱つてこられたからもう知りませんというところになりがちじゃないか。したがつて、やはり国のお金を使う以上は、若干でも、将来私がこれを買いますというシステムがあると大事に使いますね。だから、ただ貸与制度で国が買つてこれを貸しますのだという方式は、私はいかぬのじゃないかと思ひますが、これはまた検討していただきたいと思ひます。

それから、あと質問者がだいたいたくさんありますから、もう一、二お聞きしますが、次は鉱区の問題ですが、一応炭鉱にいたしましたが、これは、まあ炭鉱調整の必要上生かして使つてとか、これは粗鉱の場合もあるだろうと思ひのだけれども、衆議院のほうで附帯決議しているように、保安の問題もあります。たとえば国鉄の志免炭鉱を閉山にするとき、粕屋炭田全体の問題として、三菱勝田が掘つたらどうかというようないふ意見もありましたけれども、保安の問題など考えたら非常に危険じゃないかといふことで、これは反対しました。そういう問題についての配慮はどうなんですか。

○政府委員(井上亮君) 今度炭鉱調整、特に消滅鉱区につきましても、事業団からの譲渡に際しまして

て、保安問題があるわけでございます。特に消滅鉱区につきましては、これは一べん探掘した区域でございますから、したがって、場所によりましては古洞があるとか、あるいはそこから水の危険があるとかということが予想されますので、實際問題としてそういう消滅鉱区を活用いたします場合に、事業団といたしましても国に出願して取得するわけですが、そのときにやはり私もとしましては、そういう消滅鉱区の実態を十分に合理化事業団に調査させまして、そういう危険のある場合にはやめさせるというように配慮してまいりたい。なお、事業団から譲渡いたしますときに、やはり保安上の配慮、今度は譲り受ける鉱業権者に十分に配慮させる体制をとって政府側の認可をしたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 事業団の権限というのはどこまで考えておられるか知らぬけれども、非常に大きなような気がする。事業団の認可は、いま合理化事業団の意見を聞いて政府側の決定に反映したいという意向があるようでありませうけれども、法文だけ見ますと事業団の権限が非常に大きくなりますが、この点についてはどういうチェックのしかたを考えておりますか。

○政府委員(井上亮君) 消滅鉱区につきましては、事業団がこれを出願して取得する、それを再活用をしたいという隣接の鉱業権者に譲り渡すわけですが、先生御心配になるほど事業団の権限が強くなると思いません。といいますのは、従来、鉱業権者が、まあ炭鉱が生きております場合、使っておりました鉱区、鉱業権、これは御承知のように、閉山をいたしました、昔はまあ御承知のように、事業団がその鉱区を買い上げちゃうというのをやりましたが、最近では、まあ消滅鉱区、消滅登録されて、実質上鉱業権を消滅させるというところになっておりますが、ただ、それを一応合理化事業団が国に出願して一応取得する、これを譲り渡すだけのことですから、まあ事業団が特に権力が強大になるとかいうことはないかと思いま

すが、ただ、やはり事業団も国の機関ですから、実際に隣接鉱区の鉱業権者の権益のためにその再活用を認めるわけですから、したがって、そういう過程で、変な表現でございますが、あまり官僚的な判断とか扱いを、不親切な扱いをしても困りますので、そういうような点については、私もとしましては、慎重に注意をいたしたいというふうには考えておりますが、御心配されるほどのことはないのではないか、この点につきましては。

○小柳勇君 まあ合理的な事業団は炭鉱の買い上げを主体として発足したのですかね。今回のこの改正で、これと権限拡大してまいりますと、地上権と鉱業権との間の調整については、これは無関係ですか。文面からいいますと鉱区調整ということを書いてありますけれども、地上権と鉱業権との間の調整の問題などについては、全然これはタッチできないと、そう判断できますか。

○政府委員(井上亮君) 地上権との関係は、直接的には関係ございません。つまり消滅しました鉱区を、再び合理化事業団が鉱業権者になると鉱業権を取得することですから、その限りにおいて、法律的には直接地上権とは関係はありませうけれども、しかし、実際問題として、それを再活用することになりますと、特に隣接の鉱業権者に譲渡するということになりますと、事業団自体は探掘いたしませんけれども、譲り受けました鉱業権者は探掘をいたすわけですから、そうなりますと、やはり地上権者に対する配慮ということとは当然起こってくるかと思ひますので、そういう意味合いにおきまして事業団が鉱業権を取得するときでも、ただ取得をして使わないわけではなく、譲渡するために取得するのでありますから、そういう意味では事業団の地上に対する配慮を消滅鉱区を復活させるときにやはりすべきであらうと、こう考えております。

○小柳勇君 合理化事業団、いままで法律が改正しない場面でも、鉱区の買い上げその他については、もろもろの条件を勘案してやっているわけですね。隣りの鉱区との問題、あるいは地上権との問題、これは新たに法律改正いたしまして、業務として入れますとストリートに法律が生きてしましますから、一人歩きいたしますから、これを読んだ限りでは、非常に大きな権限を持つような印象を受けるわけです。したがって質問しているわけですから、法律的にまた私は暗いものですが、わがかりませんが、この点をもう一回、ひとつ将来に對する配慮として見解を聞いておきたい。

○政府委員(井上亮君) 先生の御心配になられる点も理解されますので、できるだけ合理化事業団がそういう大きなことにかく一つの新たな権能といえますが、権限を付与されることになるわけでございますので、この運用にあたりましては、やはり地上に対する配慮、あるいは保安に対する配慮、特に、同時に、地上の問題は主として鉱害にならうかと思ひます。鉱害に対する配慮、こういった点につきましては、十分私どももいたしたいと思ひます。鉱害に対する配慮、こういった点につきましては、十分私どももいたしたいと思ひます。鉱害に対する配慮、こういった点につきましては、十分私どももいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 その他の事業の問題は他の委員に譲ります。

第三点は、輸送運賃の問題ですね、石炭輸送運賃の問題。大手のほうもこれは中小のほうも一緒なんです、生産者が運賃を考へないで生産する、あるいは販売するなんというところはあり得ない、自由競争ですから。特にここに来年の三月まで延納の保証義務を設けました理由並びに一年間の大体の金額をお示し願ひます。

○政府委員(井上亮君) 御承知のように、国鉄運賃は先般値上げされたわけでございますが、石炭業界は御承知のように、非常に経理関係も悪化しておりますし、近く抜本策を講じて相当なる施策を充実したいというふうな考へておられるわけでございます。何ぶんにも、現状におきましてはこの運賃値上げは相当な痛手でございます。一年間程度は運賃の延納を国鉄にお願いした次第でございます。ところが、大手につきましては、ただいま御指摘がありましたように、大手十七社の連帯

保証ということ、これは国鉄から見ましても信頼ができるというふうなことで、延納を現実にもう始めていただいておりますわけでございます。ところが、中小炭鉱につきましては、中小炭鉱の連帯保証ということとはちよつととれません。それから個々の中小炭鉱、まあ担保力とか、あるいはしっかりと国鉄が信頼するに足るだけの保証人、これは個別にでもあれば国鉄運賃の延納を了承していただけたらと思う。ところが、遺憾ながら、中小炭鉱の現状においてはそういう保証関係が立ち得ないという現状でございますので、私もといたしましては、合理化事業団が中小炭鉱の保証人になるというふうな制度を設けて、その形を通して間接に国鉄に信頼していただくというふうな措置を講じたわけでございます。まあ大手、中小合わせると延納総額で大体三千億になります。で、大体中小炭鉱分につきましては三分の一より少し少ないかと思ひますが、という程度が中小炭鉱の保証分というふうな考へております。

○小柳勇君 合理化事業団のほうは、特にこのために担保能力を増すために何か配慮されるのですか。

○政府委員(井上亮君) 四十一年度の予算におきまして、合理化事業団が中小炭鉱の運賃延納の保証をいたしますために、保証基金という制度を設けまして、これに対する予算措置を講じております。この予算措置は、まあ中小炭鉱が途中におきまして、たとえば来年になりまして支払いが全く実質問題として不可能であるというふうな場合には、合理化事業団が保証人の立場で国鉄にその基金から支払うというふうな形に相なるわけでございます。

○小柳勇君 その基金の金額ですね、保証能力についてはどのくらいですか。

○政府委員(井上亮君) 四十一年度予算におきましては五千万円を一応計上いたしております。

○小柳勇君 まあ三十億の三分の一といえますと十億ですから、十億の保証に五千万円ですか。五千万円でしたかね。

○政府委員(井上亮君) 五千万円でございす。

○小柳勇君 そういふ思想は、ぼくは思想としてはおかしいと思ふんですね。さつきちよつと雑誌があつたようでありませうけれども、たとえば中小炭鉱が大手と一緒にたつて石炭協会をつくる、そしてその石炭協会が保証すると、大手と同じに。大手だから信用が置けて、小山だから信用がならぬといふことも第一これはおかしいし、それから、合理化事業団だから担保をわずか五千万円で保証して、小山の協会の保証にならぬといふ考へ方自体、何といひますか、官僚、役人にはたよれるけれども、民間人にはたよれぬといふようなものを感じますね。そういう制度については早急に検討すべきではないかと思ふのですが、大臣のひとつ見解を聞いておきます。

○国務大臣(三木武夫君) これは按本策を最近に講じようと思ひますから、こういう非常の措置です、ね、一年間たな上げするわけですから。そういうことで、まあ今後はこういうことが起こらないような石炭の按本策を講じたいと思つております。

○小柳勇君 まあいろいろ問題があるようでありませうけれども、あと阿部委員もお持ちかねですから、私の質問はこれできようは保留いたします。

○阿部竹松君 ただいまの同僚の小柳委員からいろいろ質問が出ておりますが、この合理化臨時措置法で通産大臣みずからお考えになつておられるのは、通産大臣もお考えになつておられぬと思ひます。この委員会に出てくるたびに、通産大臣から按本策、按本策といふことを伺ひますし、さいげんも井上局長が一回、大臣が一回、按本策といふことを述べられました。まあ按本策は何かとお尋ねすると、有沢調査団がやがて答申するであらう結論を待つて対策を立てるといふようにおっしゃるかもしれませんが、しかし、それはそれとして、通産大臣として確たる信念のもとに按本策の具体策があるであらうと私は考へるのであります。石炭問題について、まあ気の毒ですが、

おなぐりになつた池田さんが通産大臣、いまの總理佐藤さんが通産大臣、今度三木さんが現役の通産大臣ですが、私どもは、三木さんが副總理であり、次期總理大臣とも私ども思つておりますし、まあ世論もそういうことを言つております。三代の實力者がこうおやりになつて、今回も石炭産業にてこ入れできないとするならば、これはもう希望を失つてしまふ。ですから、百日の晴天に雨の降つてくるのを待つておるようなかつこり有沢調査団の答申といふものを待たず、按本策といふものは何かといふことをひとつ具体的に明示願ひたい。この三億円金を貸して、大手が二億、中小が一億、機械を買ひますといつても、こんなローダー三つ買へば終わる。ローダー三つ買へばね。いまだ少くとも五千万、六千万するわけですから、多く買つても四つか五つ。まあそれではとても按本策になりませう。小柳委員が質問の中に出されました国鉄運賃のたな上げです、これはたなげなやならぬわけでしょう。結局きよう払うのをあす払ふといふことで、盲腸手術をせぬで、注射で一時期痛みをとめたといふにすぎない、ぼくの質問は口が悪いけれども、そうすると、有沢調査団の結論は結論として、通産省として、特に通産大臣である三木さんはどう考へておられるかといふことを、具体的にその片鱗をお示し願ひたい。

○国務大臣(三木武夫君) まあ按本といふことは、私もいやになるぐらい使つておるわけでありませう。それはしかし、これは何かといふと、まあ今度のいろいろな予算に盛り込まれた、四十一年の予算もですね、これはまあつなぎみたいなもので、つなぎ。やはり根本的に対策を講じなければ、まあ石炭産業といふものは、もうこれはたいへんなことになるといふことに立ち至つておることは、もうだれが見ても明らかであります。そこで、いまこのエネルギー調査会とか石炭産業審議会などの答申も、われわれがその答申といふものが出されることに對して、これもやつぱり重視しておりますのは、第一番に、このエネルギーの

中における石炭の位置づけといふものですね、まあ先日も社会党、民社党の方々が労働組合の方々を連れて、五千万五百万トンの目標といふものを切つちやいけなぞといふお話です。これはやはり私どもとしては、それは目標は目標として、一体どういふその根本策を講じて、また一年ぐらいたらどういふならぬようなことは困る。相当な期間安定してやつていけるような状態にするためには、そういう五千万五百万トンという出炭目標から再検討してもらひたいと私は思ふ、そのエネルギー調査会に。そしてこれだけの石炭といふものは確保していくのだといふ、そういう上に立つて、そんならばいままでのこの異常債務などをどう処理するかといふたならば、どうしてもこれを財政の面で、どういふ形をとりますか知らぬけれども、財政の面において何らかのめんどうをみざるを得ない。それはやつぱり国民の税金である。そういうことを考へると、やはりこの学識経験者といひますか、そういう人たちが寄つて、これだけのことをするのは妥当であるといふような答申が出るということが非常にやつぱり客観性を持つのではないかと、いま言つたその国民の税金を使うのだと、しかも、出炭目標といふものに対して、これは相当長期的な位置づけをするのだといふことになる、通産省独自でどうやりますかといふことをきめて推進するだけでは、どうもやつぱり今度のやうな相当な荒療治をしなけりやならぬ石炭産業の場合に、やつぱり適當ではないといふ感じがするのであります。やはりそういう長いこと苦勞してきた人たちが、こういうエネルギーの急激な革命の中にあつて、石炭といふものをどう考へるかといふ意見も徴して、その意見を徴しながら通産省としての方針をきめて、むしろ政府の方針もきめなやならぬわけですが、そういうほうから私はこの問題を処理するしかたとしては好ましいのではないかと。だから、阿部さん

もいまここで、おまえ考へているのを言つてみいと、こゝろ申されませう、それはやはりいいいふたように、非常な国の財政の上にも影響があるので

すから、そういうその答申も出て、それをも尊重するといふことで、参考にならる政府の方針をきめるといふ、こゝろ手続をとることがこの問題の処理として好ましいといふことで、まあこゝでいろいろこうだあだといふことを申し上げ、いつかはこれはむろん臨時国会でも、石炭国会みたいなことに臨時国会でやるとしたらなる可能性がありますが、十分な御批判をいたかつ、そういう機会のほうがいいのではないかと、いままあ非常に一生懸命に各調査会、審議会をやつておるときに、それをこちらのほうですてこつていくのだといふやうな何らかの案があるやうな形よりも、いま私がいつたやうな手続のほうをやはり問題の処理としては好ましいのではないかと、こゝろ考へておるのでございす。

○阿部竹松君 確かに通産大臣のおっしゃるとおり、通産省独自では問題の解決にならぬといふことは理解できます。しかし、私どもと違つて、通産大臣は毎日總理大臣に会うことができて、これと関係ある大蔵大臣、あるいは労働大臣とも連日お会いして、この問題の処理についてお話し合ひができる立場にあるだろうと私は思ふ。したがつて、あくまでも審議会なり政策委員会、あくまでも審議会であり、政策委員会なので、やられるのはあなたであり、行政府の長なんです。ですから、最高責任者として、答申がどうであらうと、こゝろやるといふ一つのものがなければならぬとぼくは思ふ。そこで、私は、この法案が委員会にかかつて審議されるといふことを聞いたので、衆議院とダブつては、石炭局長、あるいはほかの局長さんも見えられ、こゝろであるし、特に大臣は忙しめといふことを考へて、衆議院の速記録を読んでも、全部審議会というところで、最後の重要なことは全部審議会の答申待ちといふことになつて水掛け論にすぎない。そういうことで、しからは答申はどうなつていくかといふことで、古い答申ですが、三十七年と三十九年と、それから昨年の十二月に出た三つの答申案を読んで見たが、これは

守られておらぬ。小さいことですが、たとえば健康保険というのがあって、炭鉱のけが人、あるいは犠牲者がたくさん出るわけですから、一切その療養手当なんかやるのが、これも全然やつておらぬ。三回にわたって中間答申を含めての答申です。三回にわたって中間答申を出しても守っておらぬ。守っておらない。そうすると、大臣の御答申を聞くと、学識経験者にゆだねて十分審議していただいた結論を、再度政府がいろいろ審議されて、その立法化されるものは立法化されるのでしようが、この答申案の前例を見てもおやりになつておらぬ。これは一〇〇%やつておらぬとは私はいませんけれども、ですから、有沢さんのやられてる審議会がどういふように言うても、あなたは責任者ですから、私としてどうするということをお聞きしたいわけ。そういうことをただ抽象的に抜本策なんだから有沢さんの答申待ちだということでは何をかいわんやであります。この委員会でも必要はないというように、これは極端なことになるが、私はそう考へる。

○国務大臣(三木武夫) これは十分にそういう案が出れば御審議を願わなければならぬ。立法、あるいは予算措置が伴うわけですが、ただ、私と阿部さんとの考えの違ひは言えと、こういうことですが、これは大問題であるし、世界各国とも、西歐諸国でもこれは一番頭の痛い産業の課題であることは間違いない。どこの国だって石炭政策で苦労してない国はどこにもありません。みんな苦労しているわけ。非常なむずかしい問題ですから。だから衆知を集めてこの問題というものを処理して、むろん労働組合の意見もいろいろ私に聞くような機会も持たたいと思ひます。これは衆知を集めて結論を出すということがこの問題の処理としては好ましい。それは何かといつたらば、ただ石炭鉱業だけで処理できないのですから、財政的な措置が伴ふのですから、だから、いまこう考へておられますということを通産省だけの視野で言うことは適当ではないのではないか。

ここで私が言つておることは、私は、石炭問題というのに対しては答申も出るしするならば、今年中に、答申は六月ごろ予定しておるわけでありますが、この根本的対策というものを立ててこの問題の処理に対して責任を負いますと、こう言つておるわけ。この段階ではその程度で御了承を願わぬと、いろいろなほうで皆研究しておるのに、私はこう思ふというようにことを言うことは、時期として適当ではないのではないかということだけでございませう。

○阿部竹松君 一カ月前に二カ月前にこういう問題が起きたのに対して、いまどうするかというお尋ねであれば、阿部君、そうせつかなことを言つても困るよという答弁になるかもしれないが、しかし、これは通産大臣として三木さんが手をかけるのが初めてかもしれないけれども、まあ与党の幹事長という重要な立場もとられたこともあるわけ。御承知だと思ふのですが、歴代の通産大臣のしわざがあなたのところへみんな集まつてきて、さあ三木さんどうかというので、たいへん恐縮ですが、いままた通産大臣は外国の例を引用されて、外国でも困つた問題である。確かに日本だけ石炭が悪くて、外国が全部いいということでないことは私も知つております。しかし、この一例をあげてみても、ドイツなどは、さいせん小柳君が国鉄の運賃を上げたについて話をしておりますが、ドイツあたりは二五%補助しております。日本はよりななな上げでない、二五%、これも二つの方法でカバーしておるわけですが、補助しておる。まあイギリスあたりは九億ポンドというから、日本の金額にして九千億ポンドです。四、四千億の金を動力省から石炭庁に出しているわけ。日本でも五年にも六年にもなるわけですから、確かにいまこの時点で、さあどうじゃ、さあどうじゃというのはどうかと思ふか知りませんが、ずつと長い歴史があるわけ。ですから、私がいま大臣どうですかというのは、決してせつちかでもなければ、お尋ね

する時期尚早だと思ひません。いまでも全然手当てをせぬでたわけですから、こういう点についてはいかに考へになるでしようか。

○国務大臣(三木武夫) それは言われるとおりの、石炭政策のあとを振りかへてみると、まあこれはそのときそのときという感じが、あつたにいつては、そのときはまあ一生懸命に、何とかしてこれはいけぬかといつてやつても、エネルギー革命の速度が早いのです。石炭というものと重油との価格の差というものがこんなに急速に出でくるといふふうには考へなかつたわけですね。そういうことで責任をエネルギー革命に転嫁するわけではないのですけれども、どうもやつぱり考へておつたよりも速度が早いということ、いづれもまあ後手後手というふうな感じがするわけ。私が願つておるのは、何十年もこれで安定するような案は出ぬにしても、もう少し長期に石炭鉱業というものが安定できるような案がでないうか、一応通産省で交付公債のような案も考へておる面もありますけれども、ただ異常債務を肩がわりするだけでは、やつぱりそういうことも考へられていいでしようけれども、根本的な解決ということにはそれだけでは足りない。そういうことで、いろいろな点で、いまはこれを根本的に、ある期間はもうこれで石炭産業というものはやつていけるのだという解決策を出したいという、そういう気がまえのものにいろいろな案というものを検討を加わえておる。通産省自身でも、また、一方においていろいろな審議会においても研究を願つておるので、今度の場合は国民もこれは納得してもらわなければならぬわけでありまして、から、あまりこの案で通産省も突つ走らないほうがいいと思つておるのです。私がいまここでこういふことをやります、ああいうことをやりますと言つて突つ放してやるということは、これはあまりこの問題の解決を今回必ずやらうという場合に、あまりそれがためになるであらうか、阿部さ

ん自身も石炭に関心を持たれて、今度はぜひ解決をさそうという激励の立場をしようから、そういう立場から考へたら、まだ固まつていない通産省の案を、こう思つておられます。まあ思つておられます。言つてこの委員会が発表することが私は適当だとは思ひません。しばらく時間をかしていただければ、これはいま言つたように、臨時国会でも聞くような心づもりでございませうので、十分に御批判を願ひ、御審議を願ひたいと思ふのでございませう。

○阿部竹松君 私はたつた一つ理解できないのは、行政府でもなし、立法府でもない有沢さんのところにこれほどの大問題をおまかせして答申待ちというのには、立法府にしても行政府にしても、あまりに無責任過ぎやせんかというふうな気がするわけ。ですから、通産省ならば通産省で一つの案を出して、それを補つてもらうとか、あるいは、また、助言してもらつたら、こういう方向に持つていくのであればいいが、通産省にいま聞くと、表現はりつぱですが、私も端的に、少し口が悪くなつて恐縮ですが、ずばりと言つて、どうも案がなく、一切をあげて審議会に頼んでおると、これは曲解でしようが、こういうふうにもとれる。ですから、私は、行政府あるいは立法府が責任を持つてこれできましよう、しかし、なお、学識経験者、その道の練達な人にお知恵を拝借ということにならなければ、あけてそれらのほうに頼んで、その答申を待つて一切やる。しかし、その答申でも、さいせん申し上げましたとおり、全部実施に移つておらぬと、こういうことですからね。その点はいかがでしようか。

○国務大臣(三木武夫) これは長い過程としては、民主主義のもとでは、やつぱりそういう過程としては一つの意義があると思つておるのです。役所だけでこんな大問題、しかも、国民の負担にもかかわるような問題というものを役所だけでやるという形、これは一つの民主政治のもとにおいて、何でも審議会なんかみんなやめてしまつて、行政府が責任を持つてんだからやれば

いいじゃないかとも思っていない。あまりに審議会は多過ぎると思つていますけれども、やっぱり審議会という形態は民主政治のもので意義を持つてゐる。そこで、われわれ責任を回避するんじゃない、みんなやっぱり学識経験者も寄つて、この大問題、しかも、国民に多額の負担をかけるような大問題を、みんなの衆知を集めて、その意見も聞きながら、最終的に責任を負い、最終的に決定するものは政府であることは間違いないのです。その過程においてはそういう過程も要るのではないか。こんなに大問題を通産省だけでということよりも、やはりもっと視野広く問題を考へて、この機会においてはこういう解決策よりほかにないという、そういう民間側の意見も徴して、最終的には政府の責任においてこれをきめて、そして立法府においては相当な審議期間を置いて御審議を願うと、こういうプロセスというものは責任回避しておるのじゃないかという御批判は必ずしも当たらないのではないかと。あまりにこういう大問題を役所だけのことにすると、役所としては役所としてのいろいろな視野の限界というものはなにもあらさずですから、もっと広く私は労働組合の意見も徴したいと言つてゐるくらいです。それから、そういう国民全体の課題として石炭問題を解決したいのだと、そのためには、審議会のような過程というものは必要なんだと、こう思つてゐるのです。

○鬼木勝利君 関連。いま通産大臣のお話を聞きますと、大体わからぬでもないのですが、私もこの点については非常に疑問を持つておるのです。ただいまおつしやつてゐる審議会は必要だと、衆知を集めてこういう大問題はやるべきだと、ごもつともです。私もそれは賛成です。ところが、石炭問題というもののこういう難問題がいま急に起こつたことではなくして、もうここ数年長い間の問題なんです。あなたのおつしやることはなるほどわかるのでございますが、これは従来の通産大臣を悪く言うわけでもございませんが、第一次有沢調査団に諮問する、第二次答申が出る、それに

全部審議会におんふしたような、全部それにゆだねておつたような感じが私はする。結果論からいへば、有沢調査団の答申結果において抜本策をとつていくんだ、あるいは炭価の引き上げをやるとか、あるいは利子補給をやつて、これでまず石炭はだいたいよふだというような安易な考えを持つておつたために、先日あなたの所信表明においても、出炭の不振とか、労務状況の不安定、企業の資金繰りの深刻化、こういうものが極度に悪化してきた。さあこれはたいへんだ、じゃあひとつ今度は石炭審議会の植村さんに調査してもらおうじゃないか。中間答申が出た、じゃあこういふふうによろうじゃないか、そうかと思うと、今度は本答申が出なければならぬと言えない、こういう点を総合して考へてまいりますという、石炭対策というものの対して、その所管大臣である通産大臣が指導の立場ではつきりした法案というものをもちこたうべきであると私は思う。なるほどいまあなたがおつしやられないということ、それはわからぬでもありませんが、しかしながら、あまりに審議会の答申待ちだ、時間待ちだ、あまりに審議会というものにゆだね過ぎてゐる。いつまで待たうか、それはいまさら起こつたことでもない、もう五年も十年も前から問題です。いつまでもいつまでも、やれ調査団だ、やれ審議会だ、それから出てきたらこうやる、出てこないからまだ言わない、こういうことで、しかも、そのあとからいつも追つていくような状態。これで大臣はしつちゅう抜本的対策抜本的対策とおつしやるけれども、これはほんのびほり策であつて、私は抜本的対策でないと思う。結果から申しましても抜本的対策になつてゐない。いま阿部委員のおつしやつたことを私ずつとお聞きしまして、私もその点を徹底的にひとつ大臣に御所見を承りたいと思つておつたところなんです。まことに遺憾です、こういうことでは、しかも、自民党の政策審議会会長もなさつておつた老練な実力者で、そういうことでは私は日本の石炭の将来ということに対して非常に不安を

感ずる。ぐどいことは申しませんが、それはなるほどおつしやるように、審議会もそれは必要でしょう。だけれども、あなたのおつしやるような現実にはなつてゐない。石炭に対する対策の歩みというものを今日われわれが見てきた場合に、ただ審議会やそういうものにゆだねておつて、一方的におんふしてきておつたという姿しか結果論としては出てゐない。それを阿部委員は突いておられる。私も同感です。その点をひとつもう少しはっきりおつしやつていただきたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) 今度の場合、私が言つておることは、これはいろいろなエネルギーの変化が今後考えられますから、何十年も先ということにはいかぬにしても、ある期間というものはやっぱり石炭が安定できるような解決策を講じたというところで、ここでわれわれが国会で申し上げておることは、その意欲とその責任は回避しないのだ、今回は、こういうことを繰り返して言つておるわけでありませう。ただ、しかし、いま時期はここでまだ結論にはなつてゐない。通産省として、石炭問題というものは、いま当面の解決しなければならぬ最大の課題なんです。ほかの問題もいろいろありますけれども、まず石炭問題を考へておるわけですから、通産省としてもこれはもう検討を加えておるのですが、いまここでいろいろな通産省がまだ結論と言えないような案を申し上げるのは時期として適當ではないのじゃないか。せつかくそういう審議会もできておるから、答申が出ればその意見も徴して、そして最終的な案を決定して、そのときには十分時間もかけて御審議を願つたらいいではないかという時期の問題だけでございます。これは今回はもうその審議会審議会というところで、審議会に責任を転嫁する意思はありません。政府が全責任を持つて、かなりの期間これでやつていくという案を出したいというこの決意であることはここで申し上げておきたいと思ひます。

○阿部竹松君 審議会のあり方について通産大臣から民主主義の講義を承らうと思ひなかつた。なるほど民主主義の話を承つてみればそういうことになるのですが、まあ御承知のとおりで、政府を中心として、二百九十から三百くらいの審議会があるわけですね。しかし、この動いてゐる審議会がおそらく一割もなかつた、この石炭関係、通産省関係のエネルギーを中心とする審議会などは、総理府関係の社会保障制度審議会と相並んで、最もよく動いてゐる審議会だと思ふのですが、それにしても、どうも審議会に一切のことにかく企画、立案、これをまかせるというのは酷いような気がするし、それから、もう一つ通産大臣お尋ねしたいことは、私も社会党員ですから、政策的に社会主義政策というものを主張し、石炭でも国有、国管、国営です。しかし、現在のわが国の政治というものは、やはり何といつても自由主義経済であり、これはニューライトが何かわかりませんが、けれども、資本主義国家であるということは間違いない。しかし、諸外国において、さいせんも申し上げましたが、社会主義国家でないところですから、国のてこ入れ方が日本と相当違つてゐます。資本主義国家であつても、自由主義経済でもやれる範囲というものはまだまだあるはずなんです。したがつて、さいせん通産大臣がおつしやつた赤字補てん、利子補給、金額が幾らになるかわかりませんが、けれども、それだけでは足らぬということ漏らしておりましたが、しからは通産大臣としてどういうことを考へになつてゐるか。答申が出なければいま申し上げる段階ではないとおつしやるならそれもいいでしょう。これ以上客弁せし客弁せしと言つて私は質問しようと思ひませんが、通産大臣としてどういうことを考へになつてゐるか。私はあとで、あつたとき通産大臣がこういつたじゃないかと、それをやらぬからけしからぬじゃないかといひませぬけれども、たとへばこういう方法があるではないかといふことが幾つかあるうと思ひます。ですから、そういうことがもしおありになればお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) まあ一つには、過去の債務が蓄積されて、これが非常な経営の負担に

なっておりますので、過去の累積した負債を処理しなければならぬ、これが一つ。もう一つは、石炭の需給関係を安定しなければならぬ、この需給関係の安定。もう一つは、やはり石炭の価格問題、実際から、また、自由経済の論理からいえば、石炭なるものは使えないわけですからね。それを、やはりその価格政策というものをどうするか、負債の問題、需給の問題、価格政策、こういうものがやはり根本。それから、雇用の問題もやはり一つの大きな問題でしょう。こういう問題に一つの回答を与えるのが根本策だと考えておるのでございます。

○阿部竹松君 その回答を聞きたいのです。それから先を聞きたいのです。

○国務大臣(三木武夫君) それは、時期がきたら十分時間を差し上げて御審議を願うから、この段階ではちょっと時期を待つていただきたい、こういうことです。

○阿部竹松君 ただいま大臣から御答弁していただきましたが、そこまではもうわざわざここに大臣の御出席を願って聞く必要はないほど一目りょう然、その先をお聞きしたい。しかし、まあなかなか御答弁がないわけですから次に進みますが、これは衆議院の委員会の質疑応答の中にあつたようですが、いま非常に貯炭が多いわけですね。そこで、昨年井上石炭局長が炭鉱経営者を集めて、石炭を出さぬ炭鉱経営者には政府が応援してやらぬぞと、まあ局長は紳士ですから、こういうことばは使わなかったでしょうけれども、そういうふうに新聞に出ております。井上石炭局長のハッパで一ぺんに千万トンの石炭の貯炭がふえたとは思いませんけれども、とにかくばう大な貯炭ができました。どうもその見通しが悪かったのか、それとも、電気関係が主たるお得意さんですから、電気関係との関連、因果性、これについて、公益事業局長が来ておりますから、ひとつ数字をあけて衆議院ではおやりになったようですが、そういう数字でなくして、具体的にひとつとして電気のほうで引き取らぬのかと、こういうのをひとつ具体

的に事業局長からお答弁願いたい。

○政府委員(熊谷典文君) お答えいたします。

電気が引き取っておるか引き取っていないかという問題でございますけれども、御承知のように、四十年年度の電力の石炭引き取り量は、当初お約束されましたが千九百万トンでございます。御承知のように、産業界の状況が悪くなりましたので、電気の実は需用も落ちてまいっております。当初九割程度伸びると考えました電気の需用が、実際的には六割になっております。そういう関係からいたしまして、石炭に換算いたしますと、約二百万トン程度需用が落ちたわけでございますが、石炭対策の関係もございまして、私どもとしては電力業界に要請いたしまして、約束の千九百万トンは必ず取るようにということをお話いたしました。四十年年度につきましては、現実に消費は百万トンばかり落ちたわけでございますが、実際の引き取り量は千九百万トンを完全に引き取っております。こういうことでございます。四十一年年度の引き取り量の問題につきましては、現在石炭局と交渉をいたしております。相談中でございますので、遠からずきまっております。かように考える次第でございます。

○阿部竹松君 しり抜け法案といわれておったわけですが、ボーラー規制法というのがありましたね。若干ですが、まあ規制しておったはずなんです。いま原油で発電しておるところがありまね。たとえば関西電力尼ヶ崎、あるいは中部電力の三重ですか、それと同時に、三重など、ときどき問題を起すところですが、専焼とそれから混焼と、いろいろ区分けしておったのです。しかし、いまは全然そういう区分けしておった交通整理が全部もうだめになってしまったやに承っている。この状態はいかがですか。

○政府委員(熊谷典文君) 御承知のように、重油専焼と、石炭と重油の混焼、あるいは石炭専焼といふように設備は分かれておりますが、御承知のように、最近石炭を引き取りますだけに、電発会社等におきましては石炭専焼の設備をつくりつつあるわけでございます。九電力におきまして、

先ほど申し上げましたように、千九百万トンといいますが、相当大きな数字でございます。三十九年より落ちた数字ではなくて、さらにふえた数字でございます。したがって、いま御指摘の混焼の秩序が落ちたのではないかと、いまお尋ねでございますが、そういうことはございません。やはり約束したものを消化するように業界といたしては努力いたしておるが実情でございます。

○阿部竹松君 三十九年度より落ちた数字でない、と事業局長はお答弁なさるが、第一回の答申は、昭和四十二年度まではまだまだ電気が消費する数字になっております。それはあくまで答申であつて、政府の関知せざるころであるとおっしゃれば、それまでですが、局長、そういうふうに必ずしもなつておらぬでしょう。

それから、もう一つお尋ねしたいことは、たとえ電発でも火力発電所をやっておりますが、福岡県の若松に低品位炭をたく火力発電所がありまね、あそこなどはキロ当たり二十五、六銭安いはずで、石炭のほうが、にもかかわらず、十年の間に石炭が三三%ないし四〇%近い総エネルギーの中で占めておった地位が、経済企画庁の中期経済計画、これは政府のとるところにならなかつたようですが、数字は間違いないでしようから、この数字を引用してみると、一七%か一六%になつてしまふ、もう一、二年です。この原因はどこにあるか、おそらくお調べになつておると思ひますので、御答弁願いたい。

○政府委員(熊谷典文君) まず、四十二年年度の二千三百万トンという数字でございますが、御承知のように、約束いたしましたのが昭和三十五、六年、これは民間ベースの問題でございますが、その程度はいくどらうということでは計画がつくれなかつたわけでございます。その後、当時の経済界の実情と最近の実情は実相変わつてまいっております。電力量にいたしますと、二百億キロワット・アワーぐらい需要が当時の見通しよりも現実に落ちております。これは石炭に換算いたしますと八百萬トン程度になるわけでございますが、そ

ういう中におきまして、電力業界といたしましては、石炭の窮乏も考えまして、できるだけ毎年石炭側と相談いたしまして、お互いに無理のない数字をとつていく、こういうことではございません。おきましては、先ほどお話を申し上げました電発の石炭火力が稼働するといふ予定になつておりますので、四十二年になれば少し石炭の引き取りがふえてまいる、こういう形にならうかと思ひます。なお、若松火力、あるいは西日本火力といふように、石炭専焼設備としてつくりました件につきましても、御質問でございますが、電力サイドから率直に申し上げますと、やはりこれは低品位炭でございますが、低品位炭を消化いたしますためには設備の容量も相当大きいたすわけでございます。普通炭を使います場合よりも設備費はよいかかるわけでありまして、したがって、これを経済的に動かしたためには、やはり低品位炭が入つてこないとなかなかむずかしいわけでございます。最近の実情を申し上げますと、逆に低品位炭が少なくなりまして、むしろその面で低品位炭の確保に苦慮しているというのが現実でございます。したがって、設備はつくりましたので、動かさないわけにはまいりませんので、低品位炭をできるだけ買ひ、ないところは多少油をまぜて発電をしておるというのが現状でございます。

○阿部竹松君 その低品位炭がなくなつたというのです、炭鉱が休山、廃山、閉山になつて、閉山になる山が特に低品位炭を出しているところが多いということですから、そちらのほうが先になるだろうと思ひますが、しからば、これは通産大臣にお尋ねしたいのですが、鉱区の整理等も、これは隣の山に残つておつたのをこちらの山で利用できるわけですから、整理統合という形にはならぬでしようけれども、実質的にはそうなるわけですが、たとえば北松炭田、あるいは常磐炭田等、これは大阪商船といふのは住友系、それから三井船舶といふのは三井系ですが、商船会社は企業合同をやつてゐる。ですから、三井、三菱と合

併せたいといつてもだめでしょうけれども、ここに
鉱区を持つていけるところが合併していけば有利に
やうにいけるわけです。重油より安い燃料を供給
することができ、それが今度の答申に入つてく
るかどうかが、私はわかりませんけれども、この鉱
区の整理統合することによつて幾らでも法律以
外にできるわけです。いま公益事業局長がおつ
しやうたように、安い燃料を提供できる。これは
場所によるでしょう、場所によるでしょうけれど
もできる。これは根本対策の一つとしておやりに
なる気持ちがあるかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(三木武夫) 鉱区の調整というものは
今後積極的にやりたいが、私は阿部君のいわれ
るように、合併もやはり相当あつていいと思つて
いるのです。合併もそういう意味で、そういう面
にこれは強制はできませんけれども、そういう方
向でやはり指導していきたいと思つます。合併し
たことが一番合理化になる場合もあると思ひま
す。そういう点で、これは全面的にというわけに
もいきませんけれども、ある会社、事業所に
よつて合併のメリットというものは非常に大きい場
合があり得るので、こういう指導もしていきたい
と考えております。

○阿部竹松君 船舶会社の例を申し上げました
が、船舶会社は、海運ですから、合併しても大
阪にも川崎にもできるわけですが、炭鉄の場合に
は、常磐炭鉄と宇部炭鉄所と合併してもこれは意
味がないわけですから、同じ炭田で同じところ
に炭層が隣り合つていて、この会社が合併
しなければこれは意味をなさぬわけです。です
から、いま事例を九州の北松炭田によつて申し上
げましたが、あつては日炭、日鉄、こういうのがあ
る。したがつて、そういうところの周辺の会社が
一つになる、こういうような合併の方法で、
これは今度のお待ちになつてゐる答申案に入つて
くれば幸いですが、入らない場合も通産大
臣はおやりになることがあるわけでしょう。入つ
ておらぬのは一切やりませんということにならぬ
と思ふ。足りない分は当然通産省で補つて国会

にお出しになる、そういうような方法をそのとき
にひとつおやりになつていただかぬかどうかとい
うことなんです。

○国務大臣(三木武夫) 鉱区調整をやることは
合理化のために必要です。だから、ものによつた
なれば、いま阿部さんの御指摘のような、地域的
に隣接した地域の鉱区については、合併したほう
が一そう合理化の目的を——鉱区調整というより
も、一歩進んでそこまですたほうが合理化にな
る場合もあると思ひます。だから、これは一つの
指導の方向として合併問題も取り上げたいと思
つております。答申といつても、最終的に責任を負
うのは政府ですから、答申はあくまでも尊重とい
う基本的な態度の上でこれを参考にするわけであ
ります。最終の責任は政府でありますから、そ
ういふことも当然今後の石炭の根本策の中に指導
していく方向の一つとして取り上げたいと私は
思つております。

○阿部竹松君 通産大臣、阿部君の言うとおり、
合併すれば、合理化になり得る場合もあるなど
というように軽く流さぬで、なり得るから努力しま
すというところでやつていただかぬと、これは完全
にそれはもうその地域のあらゆる会社、あらゆる
個人が持つてゐる炭層一本について、わしは五万
トン、わしは三万トンという坑口を設定すること
よりもいいことですから、これは特に考慮してい
ただきたいと思ひます。

そこで、さいげんに引き続いて事業局長にお尋
ねしますが、膨大ないま貯炭があるのです。す
ねこれはあなたの責任ではなからうと思ひます
が、いすれにしても、さいげん申し上げましたと
おり、電力にやはり協力してもらわなければ、こ
れは貯炭といふものはなかなか解決できない。し
かし、これはそれれ会社は私企業でやつてゐる
ことですから、行政指導も限界があらうと思ひま
すけれども、しかし、いすれにしても、あなたの
やはり御指導、御協力がなければできぬわけ
です。これはいかなる方法でやつていただくこと
ができるわけですか。

○政府委員(熊谷典文君) 四十一年度の問題と、
それから、先ほど大臣からもお話がございました
ように、もう少し長期見通しといひますか、二つ
の問題があらうかと思ひます。四十一年度の問題
につきましましては、御指摘のように、山元に貯炭が
ございまして、それから、電力会社のほうも約束
どおりの炭を引き取りまして、ところが、需用が
落ちてゐる、たぐ炭の消費はそれほどなかつた
という関係から、実は貯炭が四百萬トンばかりに
なつて、昨年から比べますと百万トン以上ふえて
おります。したがひまして、今後山元にもあり、
四十年度に電力業界にさういふ貯炭がある。さら
にこれを増用するについてはどうしたらいいかと
いう問題があるわけでございます。御指摘のよ
うに、一般産業界の石炭需要といふものは落ちて
おります。実は率直に申し上げますと、本年の初
め、一月ごろの見通しでは、大体四十一年度につ
いては、四十年度より電力サイドで石炭をよけい
引き取れば大体問題は解決するのではないであらう
かといふような感じがあつたわけでございます
が、一般産業の需要が非常に減りまして、現在の
ところ、それを電力側で肩がわりできないかとい
う問題が出てゐるわけでございます。御承知のよ
うに、電力の石炭引き取りにつきましては、負担
増対策といふのが別な問題としてあるわけござ
います。それとのからみ合いがございまして、現
いまこの程度の数字を引き取るということは、現
段階においては申し上げかねるわけでありまし
が、その負担増対策の問題もあわせて解決いたし
まして、御指摘のように、一般産業がさういふ状
況でございますので、電力がある程度のものを引
き取らないと石炭の需給といふのはおさまつてま
いらない、かような感じを持つておりますので、
できるだけ引き取るようにわれわれとしては努力
もし、指導もしたい。ただ、それがためには、た
だいま申し上げましたように、いろいろな措置が
あわせて必要ではなからうかと存じます。

それから、将来の問題でございますが、これは
私どもいたしましては、今後の見通しを、やは
り先ほど話がございましたように、はつきり石炭
の出炭はどの程度になるかという見通しをつけ
て、その中で電力に対するものはどの程度にな
るか、はつきりした見通しをつけて、そのもとで、
われわれといたしましては、現在の石炭専焼設備
で足らなければ、さらに電燈を中心にしたまし
て石炭専焼の設備をつくるというやうな措置を考
へざるを得ない、かように考えております。その
面につきましては、大臣の指示もございまして
で、内容はまだ固まつておりませんが、さうい
う方向で現在検討してゐるということを申し上げ
ておきたいと思ひます。

○阿部竹松君 石炭問題を論議するときに、電力
とか油を等閑視して論議できないわけですが、
山局長さんおいでになつてゐると思ひますので、
石油のことをちよつとお尋ねしたいわけですが、
経済企画庁の資料を見ますと、ここ数年の間に相
当エネルギーの消費量が増加してまいりました。
これは当然のこととして、しかし、石炭のほう
はほとんど増加せずして、石油のほうは相当飛躍
的に増加してゐる、エネルギー消費量の中で、
しかし、私どもの承知してゐる限りでは、日本に
入つてくる油の大体八〇%ぐらいは外国の資本の
ひもつきで、です。すなわち、外国資本の影響に
よつて石油だけふえるという話が出るぐらいで、
八〇%まで外国のひもつきですから、なかなか日
本の資本でどうもならない。こういう点を解決す
るために、これも有沢さんのところからどうかわ
りませんけれども、外国のひもつきを切らなけれ
ばならぬといふお仕事をなさつてゐるやに承つて
おりますが、その状態をちよつとお知らせくださ
います。

○政府委員(西角良彦君) 御指摘のように、現在
原油の輸入におきまして、わが国の企業が自由な
選択を許されてゐる原油の購入のウエイトは大体
二割ぐらいかと承知してあります。したがひまし
て、お話がございましたように、将来の石油の供
給の安定性並びに低廉なる原油といふものを確保
いたしますためには、どうしてもこの自由選択

の原油の購入割合というものを今後とも高めていく必要がある。その高める方策といたしましては、最もわれわれが積極的に取り組むべき点は、海外におけるわが国企業による原油の開発ということでごさいます。現在、御承知のように、石油資源開発会社等を通じて、積極的に世界の各地に有望な油田を求めて探鉱活動を開始いたし、あるいは既に採掘いたしておる次第でございます。さような方向で主としてわが国の原油の自由選択度合いというものを高めてまいることが、エネルギー全体の安定、かつ、低廉な供給に資するゆえんである、こういう考え方でおります。

すか。

○政府委員(両角良彦君) 御承知のように、原油関税は一キロリットル六百四十円、C重油につきましても現在六百六十円、ほとんど大差はございません。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしますが、いま申し上げましたとおり、七十万キロリットル、ことしまだふえるかもしれませんが、それはますます増加する傾向にあるわけですが、まあ原油のまま燃焼する発電所ですね、これは増加する傾向にあるわけですか、ないわけですか。

○政府委員(両角良彦君) 電力業界側とされまし

てくる油はないのですね、それはどこどこですかね。

○政府委員(西角良彦君) 企業別にはつきりいたしておるわけではございませんが、たとえば出光興産にいたしましたも、あるいは民族系の各社にいたしましたも、比較的自由選択度の高い割合の企業とそうでない企業とがございます。逆に申せば、たとえば日石精等は一〇〇%ひもつきの原油を購入しておる、こういうことでございます。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしが、経済企画庁で出された中期経済計画の数字ですね、エネルギー、あれはあなたのほうでお認めになりますのですか。

實際の需要というものの積み上げの上で供給計画を立てるということ、必ずしも中期計画から逆
に供給計画を立てておるわけではございません。
○阿部竹松君 逆に立てたのではなくて、あれは通
産省ばかりでなく、経済企画庁は自分のところで
それだけの機関を持っておらぬので、あらゆる各
省に連絡して、各省のとにかく事務当局の手をわ
ずらわして、集合してそれを検討を加えた数字で
しょう。ですから、あなたが知っておるとか、そ
れを逆用したのではないとおっしゃれば、あの経済
企画庁から出したのは、もちろん政府が取り上げ
るところでないようですから、いいわけですけれ

○阿部竹松君 私の質問が悪いためにかどうか知らないが、よく理解できないのですけれども、たとえば外国から入ってくるのは、どれに使用するかという権限が日本にあるがごとき形態にはなっているけれども、権限がありませんのです。これ

お増量の御希望があるかもしれません。しかしながら、実際にそういう量を幾らの程度で、あるいはどういう割合で今後認めていくかという点は、目下慎重に検討中でございます。

○政府委員(両角良彦君) 中期経済計画の数字は、経済企画庁において策定をされておられるのであります。策定にあたりましては通産省とも事務的な連絡をいたしておる数字でございます。

とも、あなたのほうもそれくらいよいようにお考えであれば、経済企画庁の出したものはパーである、こういうことになるね。

そこで、続いて石炭局長にいまの油と関係してお尋ねいたしますが、さいぜん熊谷さんから、さ

は局長も否定せぬと思う。ところが、原油で七十万キロリットルも電力会社でたいしているわけでしょう。原油でたぐ場合と重油、これはアメリカから入ってくるわけです。あと七〇％は中近東と

○阿部竹松君　それから、将来に向かって外国の
ひもつきを切る、コストを下げる、こういうこと
をおやりになるわけでしょう。いつごろまでにで
きるわけですか。

で、われわれとしては認める認めないという問題とは別といたしまして、一応承知をしておる数字でございます。

○阿部竹松君 お尋ねする方法、ことばが悪かつ

しあたりの貯炭の問題について公益事業局長としてのおとりになるお話を承ったわけですが、石炭局としてはどうなさるのですか。

○政府委員(井上亮君) 石炭の昭和四十一年度の

アラビヤから入ってくる。その税金の関係はどうなっているか。原油をそのままたいでも法にひつかからないでしよう、税金は安いでしよう。そういうことをやっている。そうして某社のごときは半期に三十億ももっている、人件費はかからないう、タンカーとドラムかんを大きくした貯油所さ、えあればよろしい、こういうことです。それを野放しにしている。それを局長はよもや知らないとは思いませんけれどもね。

○政府委員(岡角良彦君) 外国からのひもつき原油の購入を一朝一夕に切るといふことはなかなか困難でございます。やはりこれには現在行なわれております外貨ローンの関係、あるいは外国系企業の出資の関係等、いろいろな複雑な関係が重なった結果でございます。したがって、将来的な外貨のローンが行なわれるような際には、過去におけるような多くの割合のひもつきは認められないとか、いろいろと将来にわたってひも

たかも知れませんが、その承知しておるというのとでなしに、あの数字を見せていただくと、何年度は総合エネルギーの中で、油が幾らで石炭が幾らで、原子力まで入っておらぬのですが、そういう明確な数字が出ておるわけです。ですから、あの数字どおりにあなたのほうで計画をお進めになるものか、ただ承知しておるというだけで、数字は知っておるけれども、あのようになるかならぬかわかりませんと、こういうことになるのです。

出炭見込みにつきましてたたいま検討中でございますが、これはまだ需給の関係もありますので、正確にどれだけの出炭計画を組むという段階には至っておりませんが、私の見通しでは、大体昭和四十一年度におきましては四十年程度のほぼ横ばい、約五千百五、六十万トンになるのではないかと、いうふうに考えております。出炭の見込みとしては、大体前年度の横ばいということでございますが、需給の関係になりますと、一般産業向

○政府委員(岡角良彦君) 原油のなまたきの問題につきましては、ただいま御指摘のごさいましたような問題もあると思ひまして、われわれといたしましては、電力会社等におきます必要最小限度の量につきまして、C重油にかわるなまたきの使用を認めるべきであると考えております。

つきの程度を合理的に是正をしていくという努力を重ねまして、漸次改善をしていくということの方針で処理いたしております。

○阿部竹松君 それはあなたのほうの問題でなくて、外務省の問題ですから、まあ外務省と通産当局と両方を合わせておやりになることになりま

か、そのどちらなんですか。

○政府委員(岡角良彦君) 中期経済計画の数字につきましては、相当長期の数字でございますので、われわれとしては、将来、たとえば石油のウエートがそういう方向で上昇していくであろう、その一つの参考数字として了解をいたしております。

け、あるいは国鉄等の需要が毎年減少してまいっております。来年度におきましても、大体百五十万トンあまり年間で減少するのではないかというふうに想定されております。したがって、そういう現象につきましても、従来石炭政策といえましては、一般炭につきましても主として電

○阿部竹松君 局長、重油にして使った場合と原油のまま使った場合と、たとえば一万キロリットルなら一万キロリットルで関税関係はどう違いますか。

しょうけれども、八〇%内外の外国のひもつきの油が入ってくるわけですから、二〇%しか独自といいましょうか、外国資本の力を借りないで入っ

するけれども、現実の石油の供給計画というものは、たとえば四十一年度の供給計画、あるいは四十二年度の供給計画というものにつぎましては、

力、原料炭につきましては鉄鋼業界に引き取りをお願いしてきておるわけでございまして、これ以外に、少なくとも石炭の出炭規模を大体一定量確

を見たに、どうも表現が悪くて恐縮ですが、一ぺん売り払ったあとを、まあ残飯整理のようなことをやろうとする法律が出てくる。これでは局長、話にも何もならぬでしょう。ですから、もう少ししっかりした法律を出して、新鉱開発これこれですやります、これはこ入れをします。マラソンと同じで、同じスタートで、同じ条件で石炭と石油を並べては、民族資本の基幹産業が立っていかぬから、石炭の場合にはこうしますという法律であれば、これは全く了解しますが、この法律を見ましても、いま申し上げましたとおり、これはとて

とお話にならぬ。三百トンとか三千トンの山の処理、あるいは三億円の金、三億円の金でも膨大ですが、現在の炭鉱機械のコストがべらぼうに高いから、三台か四台りっぱな機械を買えば金がなくなってしまう。これではいまの局長の御答弁と同じ理屈になりますか。

○政府委員(井上亮君) 御指摘のように、確かにこの法律は、今回の改正法案だけをごらんいただきますと、こそくで、本格的な対策とは言いがたいという御批判は当たろうかと思えます。ただ、しかし、今回お願いしております法律案は、たとえ運賃の延納の問題につきましても、先ほど私

が御答弁申し上げましたように、特に中小炭鉱の信用力が国鉄に対してない。で、大手は御承知のように、連帯保証ということで国鉄は信用いたすわけでございますけれども、中小のほうでは連帯保証ができない。したがって、だれかがかわって保証してあげなければいかぬ、そうなりますと、合理化事業団のような政府機関がかわって中小炭鉱の保証人になってやらなければ国鉄は信用しないというようなことがございますので、そういうことのできるような措置を講じた。あるいは、御指摘のありました鉱区調整の問題につきましても、確かにいわゆる私どもが政策的に申し

ております。鉦区調整に比べますと、こそくであり、微々たるものであるという御指摘は確かだと思ひます。しかし、これも特にいま中小炭鉦を例にとつてみますと、隣接した地域に事業団の保有鉦

区があり、あるいは大手の消滅鉱区がある、これを再活用すれば非常に経営の改善にも役立つし、資源の活用にも役立つというような場合があるわけでございます。そういう中、小炭鉱の切実な要望もありません、したがって、従来できなかったことを今回の改正によって可能ならしめたい、こういうような、確かにこれだけでそれ自体として私どもは意義を認めましてこの法律をお願いいたしておるわけでございます。ただ、阿部先生が先ほど来御質問になっておられます、石炭対策を今後どうするのだ、今日行き詰まった窮状にあるわけでございますから、これを打開し、また、新たな観点から石炭産業のあり方を考えていきます。そういう根本的な、抜本的な問題といたしまして、また二度目であるといわれますので、根本的な練り直しという見地からいたしますと確かにこそこのように見えますけれども、私どもただいま検討いたしております抜本対策につきましまして、これはいづれ阿部先生御指摘のように、鉱区調整の問題ももちろんのことながら、いろいろな面におきましても少し本格的な対策を考究してまいりたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 戦争以前は、鉄道の貨物輸送、貨車輸送の料金については、石炭が大体半分くらい国鉄に納めておつたので、石炭産業は国鉄にとつてはいいお客さんであつた。ですから、昔たいへん国鉄に恩を売つたのだからうんとまけろという、個人であればこれはできるかもしれぬけれども、国鉄も独立採算制であるから、それは無理だ。国鉄といえども、やはり赤字を出してはたいへんですから、これは石炭産業に昔お世話になったから、今度はお世話してあげましようということは言えぬでしょう。ですから、国鉄にとつても、これは石炭局長、迷惑千万な話であらうと思ふ。したがって、私は、ドイツのようにたな上げにしろといつても、いつかだれかが払わなければならぬ金額ですから、これはやはりドイツの例を申し上げましたが、もう少しこういうような方法をおとりになつたほうが石炭産業のためにもいい

し、国鉄のためにもいいと思ふ。そこで、委員長にお尋ねしますが、国鉄の理事さんがおいになつておるといふお話ですが、おられますか。

○委員長(大河原一孝) 先ほど小柳さんが国鉄に質問したいといふことで要請があつたわけですが、小柳さんがあとにしたいといふことでストップしてしまつたわけですが、恐縮ですが。

○阿部竹松君 それではこの次にお伺いすることにして、前回の分も石炭局長残つておられるわけですが、あれはどういう方法で片づけておられますか。いま万国博覧会の事務局長になつた新井さんが石炭局長の時代に国鉄からやいやい言われて、えらいあわてた一幕もあつて、あの問題も解決してないでしよ。また今度の問題も単なるたな上げということになると、問題はあすに移行したといふことにすぎないわけでありまして。これはしかし、今度の答申案で論議され、結論が出てくるわけでしょう。

○政府委員(井上亮君) ただいまおっしゃいましたように、昭和三十六年に国鉄運賃の値上りがあつたわけでございますが、この値上りが分について半額延納という措置を當時いたしたわけでございますが、さらにそれは三十九年度に延納期限が切れたわけでございます。それをさらに再延長いたしまして、昭和四十三年度から返済するといふことに相なつておるわけでございます。ですから、簡単に申しますと、先般値上りになりました分については四十二年に支払う。それから、四十三年度以降に三十六年度半額延納分を支払うといふような予定をいたしております。なお、それが支払えるかという御疑問であらうかと思ひますが、これらの点につきましては、国鉄当局も私に對しまして、これは再び再延納しないといふ約束をしてくれといふような話も申しております。私どももいたしましては、国鉄に對しまして、ただいま抜本策を検討中であり、この抜本策はおそらく四十二年には実現したい、予算化したい。で、大臣も再三御答弁されております

ように、できますれば臨時国会においてでも、できるだけ予算措置、あるいは法的措置を講じたいという方針でございますので、そういう根本的な対策の検討の中で、この運賃を再延納しないでも済むように、石炭産業が支払ひ可能になるような対策を織り込みたいといふふうに考えております。

○阿部竹松君 そこで、さうせん小柳委員が、大手、中小の差別について発言なさつておりました。大手は連判状で一年間延期していただく。中小は事業団の保証人だといふことで、中小はだらしなから信用せぬといふのもこれは当然かもしれない。中小でも大手よりもつばな人がおるかもしれませんけれども、総合的に見て、合理化事業団に買つてもらうときには、どうも国鉄運賃の支払いについて問題を起こす山が多いからあたりまえかもしれないけれども、しかし、大手の場合には、比較的政府筋から、開発銀行その他を通じて、近代化資金なり、いろいろ融資を受けておる。ところが、中小の場合にはなかなかこの方面も政府からめんどろみてもらうといふことが大手のようになつておらぬわけですね。企画はできてもおるけれども、埋蔵量が少ない、山が悪い、カリオリが低いわけですから、石炭局の当局として大手、中小の差はつけておらぬでしよ。けれども、その融資対象となるものが悪いわけですから、これは資本主義社会だからやむを得ませんよといふことになるかもしれないけれども、それにしても、やはり条件が整つたためになかなか大手のようになつてまいらぬ。そうしますと、これは市中銀行から融資を受けている中小の分について政府から肩がわりしてもらうといふような方法についてはいかがでしよ。

○政府委員(井上亮君) 中小炭鉱の問題につきましては、ただいま、先ほど申しましたような抜本策の中で、大手、中小を問わず、いわゆる石炭対策として検討いたしておるわけでございますが、まあ中小は、御承知のように、大手と違ひまして、特に金融関係が非常に困難な事情にございま

す。大手もまあ大同小異で、ほんとうはそう本質的な差はないのですが、御承知のように、大手も赤字でございまして、市中銀行からはほとんど相手にされてないといふのが現状でございます。しかし、そうはいふものの、たとえば短期の資金等につきましては、まだ市中銀行もやはり大手を信頼いたしまして貸しておるわけですが、しかし、残高としてはもうこれ以上ふやさないといふような態度で臨んでおるわけでございます。そういう意味では大手も中小もそんなに、何といひますか、社会的に金融機関からの信頼という点では大きな違いはありません。しかし、違ひます点はあるわけでございます。この担保力も、まあ率直にいえば、そういへば担保力ではありませぬけれども、とにかく一応の担保力がある。中小炭鉱は担保力がきつめて乏しいといふような実情がありますために、中小炭鉱の苦境のやほり一番大きな点は金融問題にあるといふふうに考えております。私どもとしましては、お盆とか暮れには、大体中小企業金融公庫等から越前資金とか越前資金等の融資をいたしておるわけでございますが、先ほどお尋ねの、借入れ残高の政府資金の肩がわりでございますか、この点はまあただいま中小炭鉱の方々が私どもにもさういふ意見を出しておられますけれども、単に借金が残高があるから政府の金で肩がわりしてくれといふことだけでは、なかなかやはり政策として私が努力いたしたすのに、私は炭鉱のためにいろいろ努力する立場でございますが、なかなか関係方面の説得に非常に困難に逢着するんじゃないか。ですから、たとへばさういふ残高についての肩がわりといふのは、まあ、やはりその責めに帰するにせよ、あまりに気の毒だといふような、この過重な負担、異常債務といふようなものであれば、これは大手と全く同じような立場、私は、大手に肩がわりする場合には中小にも肩がわりするといふことは筋が通ると思ひますが、単なる残高についての肩がわりということになりますと、正常な残高もござ

いますから、金融機関からの残高といましても、その程度の借金は企業経営としてはあたりまえという様な残高もございますから、まあそんな点を考慮してやはり判断しなければいかんのかなというふうにお聞きしております。

○阿部竹松君 その局長のおっしゃったことばの中の、異常債務を持つておるような中小はもうすっかり埋没して、ないですよ、実際。まあ全然ないということはないでしょうけれども、まあないといつてもいいでしょう。ただ、私のいま申し上げたのは、たとえば佐賀県の場合は協和銀行から借りるとか、長崎県は親和銀行とか、福岡県は福岡銀行から借りるとか、それぞれ担保能力のあるのが借りておるわけです。しかし、その上に二重担保という力がないし、そうすると国からなかなか金を融資することができない。しかし、国から融資すると金利が安いわけです、市中銀行から借りるよりもですね。ですから、その担保物件を市中銀行から抜いて、そうして国の安い金利で肩がわりしてくれんか、まあこういうことで、異常債務の中小炭鉱などというのは、いま申しましたとおり、ないとは言えぬでしょうけれども、おそろしくいうのは過去数年の間につぶれてしまつておる、こう考えるわけでお尋ねしたわけです。

ただ、そこで、さいせん通産大臣のお話、石炭局長のお話をお聞きしておると、あけて答申待ちですから、質問するのちよつと張り合い抜けたし、よりなかつたようですが、しかし、いすれにしても、石炭局長あるいは通産省を無視して、独自で有沢さんなり植村甲午郎さんの委員会を結論を出すとは私は考えない。十分皆さんの意向といふものもお聞きになってどうするかという結論を出されるものだと私は考える。

そこで、委員長、まことに恐縮ですが、そのときにわれわれはどう考えておるという二、三参考にしていただきたいの、もう少し申し上げてみたいと思つていますが、一例をあげるとビルドアップの資金ですね、昨年は三億円で、ことは四億円、合計六億円を北海道、九州にやられ

るそうですが、やはりそのワケを拡大して、もう少しいまのようなあれでいくと、釧路の炭田などには全然配分がいかにぬようなシステムになつておる。ですから、もう少しワケを拡大する方がないものかどうか。あるいは、なるほどその開きには五〇％の融資がなされることになつておるが、さてその選炭機をつくるにしても、御承知のとおり、五億も六億もかかる。そのほかあらゆる方面に金がかかるので、さいせん申し上げましたとおり、百万トンの山には百億円かかるという理屈になりますので、そこあたりの手当てについてはどうお考えになつておられますか。

○政府委員(井上亮君) 石炭鉱業に対する設備資金の問題だと思つておるが、これは新鉱開発の場合と一般の近代化、機械化のための資金問題であらうかと思つておるが、新鉱開発につきましては、先ほど御指摘がありましたように、昭和四十一年度におきましてはまだ具体的に着手してあります地点は有明しかございせんので、ただ、もう一つ、三菱の南大夕張が四十一年度から実行したいといふことでボーリングを二十本余り打ちまして、準備としては一応完了いたしておるわけですが、予算措置を組んだわけではございません。したがって、まあこれが初年度の資金対策でございまして、それから、これを本格的にやるということになれば、今後この融資につきましましては増ワケに努力をいたしたいといふふうにお考えしております。

それから、一般的資金の問題につきましましては、先生も御承知のように、合理化事業団からの合理化資金の融資と開発銀行からの融資というところでやつておるわけですが、まあ釧路に全然やらぬともいふような方針はとつておりません。釧路につきましましては、開発銀行等の資金につきましましては、これは当然毎年近代化資金に充てても融資いたしております。ただ、まあ一般炭と原料炭の開発という見地からいいますと、御承知のように、一般炭につきましましては、こ

れはまあ最近の事情からいたしましてはなかなか供給過剰の面もございますので、特に育成することとはどうかといふような見地もある。原料炭につきましましては、最近鉄鋼業界の需要の石炭引き取りについての態度が少し従来よりも固くなつてきておりますので、問題はありますけれども、しかし、当該開発すべき炭鉱、これの自然条件なり炭質なりがきつ立つてよろしいといふような場合には、先ほど申しましたように、やはり石炭産業としては古い山は逐次整理される、そして新しい能力のいい炭鉱に移行していくという常道に従つておるべきではないかと思つておる。一般的に、予算につきましましては、設備資金につきましまして、近代化資金、開採ともに、まあ相当な増大をいたしておりますので、まあ今後ともそういう方針で努力していきたいといふふうにお考えしております。

○阿部竹松君 私の申し上げたのは一般炭と原料炭の差をなくするといふことで、近代化資金やその他のことは触れたのじやございせん。その次にお尋ねするのは、これはその次にお尋ねする山野炭鉱の問題と関連しておるわけですが、まあこの答申案がどういふかところで出されるかわかりませんが、あまり深く触れてもどうにもならぬと思つておるが、たとえば利子補給しなさいと、あるいは従来累積赤字何％補給してあげましようといふようなことになつた場合に、いままでも盛んに企業努力した山が対象外になるといふ可能性もあるわけですね。どこにものさしを置くかわかりませんが、そう言うのは早計かも知れませんが、赤字補償してあげましようといふた赤字が粗上りのせられまうので、これまで企業努力をして赤字を出さない山は、これは対象にならない。また、利子補給にしてもそののとおりと、こつとこつと点になるので、これは将来の問題ですが、局長はこつとこつと点についてどういふお考えになつておられますか。

○政府委員(井上亮君) お説のように、まあ石炭

産業には非常に経営成績をあげておる企業ではなく、端的にいえば黒字企業もございます。大部分は赤字企業でございまして、そういう企業に有利な面、あるいは山の自然条件等によるわけですが、企業によりましていろいろ経営力といたしますが、経営内容の相違が相当あるわけですが、悪い企業だけに助成するといふ思想でもございまして、私も、必ずしもその何とないでございせん。しかし、これは助成策の内容いかんになるわけですが、できるだけそういうパラエティーのある企業の実態、こつとこつと点が地域差もございまして、いたしまして、できるだけ石炭政策として公平な配分をする助成策をやつていきたい。たとえば肩がわり策といふような政策でなく、赤字対策と申しますか、やはり中間答申の表現をもつてすれば、安定補給金の構想とか、いろいろあるわけですが、あるいは坑道掘進等に対する補助助成の問題とか、いろいろあるわけですが、いま申し上げた諸政策をできるだけ組み合わせておるべきで、できるだけ不公平にならないような配慮をしていきたい。ただし、何と申しますか、自然条件も非常によくて現在黒字の会社は異常債務もないわけですね、これはたまたま過去において閉山、合理化というふうな試練も受けてない非常に恵れた企業の中にはある。海岸炭と

か、あるいは離島等におきましてはそういう山もあるわけですが、こつとこつと点は運賃もあまりかかりませんし、鉱害もない、自然条件もよいといふようなことで、単にその企業の努力でよくつたとも必ずしもいえない。そういう地理的条件、あるいは一山一社として、要するにエネルギー革命の影響の受け方が比較的少なかったといふような面、それから、鉱害が全くない条件にあるといふような点で格差があるわけですが、まあ非常に恵まれた条件で、今後とも黒字をあげて配分をしていくといふような会社には、それはちよつと利子補給等について私どもはするの

に考へております。ただ、まじめにやっていると、なほ過去の終閉山の負担、その金利が非常に高くついている、あるいは鉱害の支払いに苦しんでおられるような場合には、これはやっぱり利子補給その他の助成策もいましておられるわけでございます。やはり根本策におきましても同様な配慮をすることにならうかと思ひます。

○阿部竹松君 いま局長のおっしゃったとおりであらうと思ひますが、さてそれを実施するにあつたて、これはどういふものさしを使つてやるかということ、これがたいへんである。国会で法文化する場合にいはとも根本問題で簡単ですから、あつて、昨年の暮れに新聞に出たように、八百億が一十億が幾らかかわりませんけれども、国で暫時の間肩がわりしてあげようということになれば、さしあたりどの会社が、あるいはどの炭田がどれだけ肩がわりしてもらうのかというふうなことになる。したがつて、そのときに、いま申し上げましたとおり、どなたがどういふものさしで裁定されるかは別として、さしあたり頭に浮かんでくるのは、三井がお世話になるだろう、あるいは北炭だろう、三菱だろう、住友だろうということが頭に浮かびます。そこで、私は三井の例をとつて申し上げますが、山野炭鉱、それから田川炭鉱、これは三井の第二会社になっています。ところが、田川炭鉱には、時の総理大臣を当時の三井の栗木社長が案内して田川炭鉱に行つて、日本で最後に残る炭鉱はここですといつて総理大臣に見せた。それを三井が第二会社にした。あるいは山野炭鉱も第二会社にした。その第二会社にするまでは一応了としても、その負債を全部三井に田川なり、戸別なり三井炭山株式会社に背負つて、この山野炭鉱会社の借金、一つもない。資本金五千万円で、大爆発を起こした山で、千人近く従業員がおる、何万トンという石炭を出す、借金は全部三井本社の借金、こつちは膨大な黒字になっている、こういうことが許されておる。三井炭山は一

番借金があるから、今度国が肩がわりしてやるといつたときにはどうなるかわかりませんけれども、一番三井炭山が国の世話になる。こつちの山は第二会社に五千万円の資本金で膨大な黒字を出して、こつちの赤字を埋めて国がお世話する。重役は三井本社の重役だ、法人格では違ふのでこつちと関係がない。もし三菱高島、住友赤平なりが赤字会社を第二会社にしてしまつて、借金は全部出すなり借金を埋めてやつたらどういふことになるか。法的には何ら抵触しない。しかし、政治的には大問題ですよ。これを通産省がお認めになつて、こつちの借金を全部こつちへ持つていつて、こつちは黒字だといつて膨大な利潤をあげて、今度一番借金があるからといつて、国民の税金の中から融資して肩がわりされたその半分以上を使うといふことは、これは局長、許されませんか。しかし、現実の事実としてさういふことにならうかと思ひます。こつちの借金を全部こつちが背負う。やはり鉱害でも三井本社でやるといつて一つもやつていない。貝島のような山であつたら、炭鉱の若いときにろくなことをやらんで、いまごろ腰の曲がついてるときに何を言つてるんだと笑つておられるけれども、その後の三井炭山は一千数百億を国を通して肩がわりしたときに、第二会社として残しておいて、さうしてそつちが黒字を出しておる。これはもう私の前に吉武先生が炭鉱に若干関係あつたので、よく御存じだと思ふ。こういうことを吉武先生ならかんかんにいつておこる。おこらなかつたら知らなかつたといふことになる。さういふことをやつておるのですから、それに金を出す必要が一体あるのか。私などは三井炭山に一銭も出さぬでもよろしい。総理大臣を連れてきて、最後まで残ると言つた第二会社であつてさういふことをやつておるのですから、それに今度一番金を貸してやらなければならぬといふ理屈はないでしよう。まだこれから案が出てくるので、金を幾ら融資するかという話が出てきませんから、これ以上申しませんけれども、もし肩がわりする場合に三井炭山が一番多い

といつたら、これは天下の大問題になる。局長の御見解を承りたい。

○政府委員(井上亮君) ただいま非常に事情に明るい阿部先生から、山野炭鉱と三井炭山との関係の例に置いてのお話でございましたが、これは阿部先生は、ほんとうはもう少し実情を御存じのはずと思ひわけでございますが、御承知のように、山野炭鉱は三井炭山から離れて第二会社になつたわけでございますが、これは当時三井炭山として山野、田川地方におきましては、この二山を閉山したいという希望を持つておつたわけですが、ところが、なぜ閉山するかといへば、山野も田川も、やはり将来三井の相当大きな負担になるといふような見地から閉山したい。三井としては、北海道の二山と、それから三池に集中したいといふような計画を持つておつたわけですが、この閉山に對しましては、当時やはり相当難關者対策等、非常に大きな問題がありまして、この雇用対策はさう簡単なものではございません。それから、同時に、地元にとりまして、いま一挙に山野と田川を閉山されまると、これはもうあの周辺の市町村は壊滅的打撃を受けるわけでございます。さういふ意味合いから、地元の要望、あるいは労働者、労働組合等の要請もあつて第二会社として生きるということになつたわけでございます。しかし、第二会社として生きるために、やはり三井炭山が過去に背負つておる借金と申しますか、山野とかあるいは田川に投資しましたその投資の残高等につきましても、あるいは三井炭山全体として背負つた過去の累積赤字といふよりなものは、一応三井炭山、親会社が背負いませんと第二会社としても生きられない。さういふ負担まで分擔されては、やはりとても山野も田川も生きられないといふような事情から、全部さういふ三井炭山、親会社がその借金を全部ひつかぶつた。で、山野と田川は身軽になつて生きる措置を講じた。したがつて、身軽になつたので、あと山野、田川労使一体としてよくやつております。現在とはにかくペイする体制になつた

といふのが今日の姿でございます。したがつて、さういふ経過があるわけでございますので、さういふ過程から生じた三井炭山の背負いかぶりしました負担といふものは、やはり山野がたまたま黒字をあげているからといつて、何といひますか、当時肩がわりを予知してやつた計画のことでもございませぬし、したがつて、私は同情できる筋はあるのではないかといふふうに考へております。ただ、今後とも山野、田川は、先生の言われるほどの膨大な黒字ではございせんが、とにかく一応黒字体制になつて黒字をあげておりますが、それはやはり山野が三井炭山に返済すべき資金もあるわけですから、たしか十二億くらい何か、鉱区を譲つてもらつたり、何か返済するものがあるわけ、現在黒字の中からそれを三井炭山に返済して、さういふふうな形もあるわけでありまして、必ずしも三井炭山が先生が言われるほど、山野との関係におきましては私は同情すべき余地があるのではないかといふふうに考へております。

○阿部竹松君 石炭局長が何のために三井炭山のことを弁解されるのか、美辭麗句を用いておつて、さういふことがわからない。それは表面だけの話であつて、あれを分離するときに相当問題があつた。それで、経営者についても大問題があつた。あれは三井炭山から優秀な技術者を置かなければならないといふので、中村という人が行つた。半年もたつたに本社に戻つた。それから事故を起こした。三井炭山の社長倉田さんがあの山の社長をやつております。したがつて、表面的にはさうおつしやるでしようけれども、あなたのほうの通産省で直接金を貸しませんか、開発銀行なりその近代化資金の中から金を貸してくれ、三井炭山の裏判を持つてこい、よろしいといふようなことをやつておるでしよう。それをあなたが知らないわけはないでしよう。さうしておつた、当時のさういふのは箇の浮いたような話です。これは法的に責める方法がない。しかし、経営者として、これは中小企業の経営者ならいざ知らず、日本一か

二といわれた三井ともあろうものがそいうふうな最大の国の税金を使うことには納得がいかなわけです。

これは余分のことですが、あれだけの争議をやつたら問題が残っていることは理解できますが、今日でも大問題です。これは通産局長ですから、労働問題に關係ないから御承知ないかも知れませんが、日産自動車でも淀川製鋼所、北海道の室蘭製鋼、それから王子製紙、日本の終戦後二十年の間に起きた大争議はみな三井資本です。ほかの資本でそんな大争議をやつたところはない。いまいったとおり、労働省の人でないから局長はわかつていないでしょうが、しかし、局長、ああいう争議は新聞が書いてごらんになる、あれは全部三井です。何でもかきい問題が日本で一から十まで争議のニュースが三井系から出てくるか、それといま申し上げたのは關係ないようですが、経営者として、国民の税金で炭鉱がお世話になっている中で、またお世話になろうとしているのですから、少しは良心を持ってやっていたかぬとこれはぐあいが悪いと私は思う。しかし、局長の答弁を聞くと同情しているのですから、これはほかの炭鉱より三井をめぐらしてみようというところになるでしょう。しかし、そんな理屈は通りませんよと私は思います。

○政府委員(井上亮君) 三井と山野の關係の経緯を申し上げたわけでございます、その意味で三井炭山に同情すべき点もあり、その点についてはいろいろ申し上げたわけでございます、私といたしまして、今後本策を立案ないし実施する過程におきまして、特に三井炭山に有利にないといふことは毛頭考へておりません。それどころか、むしろ阿部先生御指摘の事情も存じております。そういう事情もあるといふことも存じておりますので、特に同情して差別的な考へ方をするといふようなことは毛頭考へておりません。

で、一言付言させていただきますと、私どもは、相当やはり今後助成策をやつていきます反面、やはりそれ相當の会社に対する監督、規制は

強化してまいりたいといふふうに考へております。たとえば先ほど三井と山野の關係でおっしゃいましたけれども、たとえばそういうことで山野に非常に大きな黒字が今後とも継続的に出るといふようなことであれば、そういった点もやはり考慮しなければいけませんし、それから、同時に、經理面の監督、どなたかやはり御質問がありましたが、これも、やはり三井炭山が国の大きな助成を受けながら、かつてに資産処分をする等の行為も、これは放置できません。やはり資産処分等についても国の認可を受けるといふぐらいの強い經理規制は今後強化してまいりたいといふふうに考へております。

○阿部竹松君 次にお尋ねしますのは、さいぜん局長も若干触れておりましたが、原料炭の輸入状況です、五、六百万トン入つてきておるわけですか、したがって、いま原料炭の貯炭も、一般炭とは違ひましたけれども、貯炭がある。これはどういふことなのかというお尋ねが第一点と、それから次に無煙炭ですね、今日日韓条約を締結したので、いままでも入つてきておりましたが、無煙炭が膨大に入つてくるという話がある。朝鮮はわが国に輸出するといつたら無煙炭とノリぐらいしかないわけですから、それが影響を受ける。もちろんこれはベトナムからもきておるといふことが調査室長の話ですが、朝鮮から無煙炭がどんどん入つてくると、これはわが国の無煙炭は山口県とか、あるいは天草半島で出るわけですから、そういうところがきわめて影響が大なので、この關係はどういふふうになりますか。

○政府委員(井上亮君) まず、原料炭のほうでございますが、これは鉄鋼業界としましては、昨年の上期までの石炭の生産状況が非常に前途暗い姿でありました。上期の石炭の生産は、計画に對して百四十万トン程度の減産をいたしたわけでございます、下期は、先ほど阿部先生から御指摘を受けましたように、これは経営者、労使はもとよりでございますが、私といたしまして、当時需要部門からおしかりを受け、供給責任等の問

題も云々され、かつは、また、やはり長期引き取りにつきましては、約束を守つた供給をしませんと、あと長期の引き取りをしてくれというときに話が通じないといふような見地もありまして、下期に出炭を伸ばす努力を要請したことは事実でございますが、そういうような背景はあるわけでございます。いま、鉄鋼業界としては、何といひますか、上期におきます国内炭の出炭状況がきわめて暗い見通しでありますために、私どもとしても輸入を認めました。五百万トンといふのは強粘結炭が入つておると思いますが、いわゆる国内炭と競合いたします弱粘炭につきましては、これは百六、七十万トン程度だろと思ひますけれども、こういう輸入をいたしておるという事は、したがって、それが今日入つてきておるといふことは御指摘のとおりでございます。

今後の問題といたしましては、長期契約をしていふようなものは、これはちよつと簡単に長期契約をやめろといふわけにはいきませんけれども、それ以外のスポットものにつきましては、私どもは極力国内炭が余つております限り、これは輸入の割り当てを控えてもらうような措置を講じてまいりたいといふふうに考へております。

それから、無煙炭につきましては、これは特に韓国からの輸入問題、これが問題になっているわけでございますが、韓国とは先般政府がいろいろな諸協定を結んだわけでございますが、その際、韓国側から、韓国から日本に輸出するものが少ないといふような關係で、無煙炭の韓国から見た輸出、この増量要請があつたわけでございますが、これは私も石炭行政をいたしております立場から、これは韓国の要求どおりに認めますと国内の無煙炭業界が非常に甚大な悪影響を受けますので、やはりそう申し出たおりのことを受け入れるわけにはまいらない。しかし、従来韓国から二十万トン程度輸入されておつたわけですが、まあ国内無煙炭業界に悪影響を与えない範囲でできるだけ好意的には考へなければいけません、そういう国際関係もございましていふふうには考へております。

が、無制限に入つてくるといふふうなことは私どもも認めたくない。やはりあくまでも好意的には考へましても、国内無煙炭業者の立場もございまして、そういう指導方針でまいりたいといふふうに考へております。

○阿部竹松君 貿易の自由化といふことで影響を受けるかもしれないけれども、韓国、北ベトナムですか、ここを中心として五十万トン、六十万トンの無煙炭が入つてくる。これは石炭局長、タリフクォータ式にやるといふわけにはいかなうのですか。

○政府委員(井上亮君) 無煙炭につきましても、原料炭、一般炭と同様に、やはり外貨の割り当て制度をいま勵行しておりますので、割り当て制度の過程で必要な額にとどめるようなコントロールをいたしたいといふふうに考へております。

○阿部竹松君 わが国のコストと、ベトナムあるいは朝鮮から入つてくるコストの差をちよつとお知らせ願ひたいのですが。

○政府委員(井上亮君) これはベトナムと韓国では、品質が、先生御承知のように、違ひます。ベトナムものは、どちらかというと、鉄鋼原料等にも使う良質のものでございまして、韓国からきく無煙炭は、これはまさに国内の宇部、あるいは天草の一部等と競合いたします。豆炭用といふような品質のものが多くわけでございます。したがって、競合といひますと、どちらかといふと韓国の無煙炭と競合する度合いが強いわけでございます。ベトナムのもも全然影響ないとはいひません。価格の点につきましては韓国のほうが少し安いといふふうに聞いておりますが、具体的な金額につきましては、後日資料をもちまして正確にお答え申し上げます。

○阿部竹松君 価格はあとでけっこうでございますが、ただいま局長から答弁がございましたとおり、天草、あるいは山口県でほとんどとれる。山口県の山陽無煙炭あたりは宇部資本ですから、ある程度競合が出来ると思ひます。しかし、その他は

もうほとんど無煙炭探炭をやっているところは弱小炭鉱ですが、韓国からごそつと、これしか完るものはありませんよということで輸入される、これはたいへんなことになる。したがって、私は、タリフクォータ式にしてやられれば、わが国の弱小炭鉱の無煙炭業者にも影響がないというふうに考えるわけですが、日韓条約も締結されたことでもあるし、貿易の自由化といふことがうたい文句ですから、なかなか食いとめるに困難であるというようには判断されますが、これはおそらくこの次の六月の答申案には出てくるということとはなからうというふうに判断しておりますので、いま石炭局長の格段の取り計らいをお願いしたいというふうに考えます。よろしくごさいいますか。

○政府委員(井上亮君) 私ども先生のように考えております。先ほど申しましたように、外貨割当で制度を残しておりますので、そういう面から国内業界に甚大な影響を与えないような配慮をしてまいりたいというふうに考えます。

○吉武憲一君 関連して、いまちやうど阿部委員から無煙炭についての御質疑がございましたので、関連いたしまして石炭局長にお伺いしたいと思ふのです。

いま阿部委員のおっしゃいましたような無煙炭は、外国のベトナム及び韓国の無煙炭と競合いたしましたので、これが多量に入りますという、中小の炭鉱でありますから、過去の経験に徴してもつぶれてしまふのであります。これは石炭局長は御承知かと思いますが、かつて前尾繁三郎氏が通産大臣のときに非常に好況であったから、好況に恵まれて一般工業炭として無煙炭が入ってきた。ところが、急に政策の転換が行なわれて不況になりましたために、その工業用無煙炭が実は練炭用に肩がわって横流れして入ってきた。そのためにその当時たくさんの中小炭鉱がつぶれた経験がございます。その後、通産当局も間に入られまして、そういった横流れのないように、そうして輸入も自由化になりましたが、無煙炭は、御承知の

ように、輸入制限ということで調整はされております。私はいまここで当局に文句を言うつもりはございませんけれども、石炭局長は石炭政策に対して御理解がおりますから問題はいまありませんけれども、やはり輸入するといふ通商関係になりますといふと、先ほど阿部さんから御意見もございましたように、やはり韓国から買入るものがないからというふうなことで入ってくる可能性はあるわけでありまして、過去の実績を見ますと、毎年輸入についての調整が行なわれて数量が決定されますが、いま私ここに資料を持っておりませんので、数字を申し上げることができないのですけれども、お調べいただきますと、過去数年間にいろいろな事情を加味されまして、内地無煙炭の生産はやや横ばいになっておりますけれども、輸入炭は相当ふえてきて、それが圧迫いたしましたので、こ

ら、石炭政策について、有煙無煙を通じて、相当通産当局は、先ほど通産大臣のおことばにもありましたように、御考慮になっておるとは思いますが、けれども、こういふたささいな問題をよほど御留意いただかせないと、その影響によつて中小炭鉱がつぶれた実例がたくさんございまして、ちやうど阿部さんから御質問がございましたので、関連いたしましてひとつ石炭局長に御見解を承りたい、こう思う次第であります。

○政府委員(井上亮君) 無煙炭につきましては、先ほど申しましたように、品位とか品質的に競合しないようなものは、これは輸入を認めなければならぬ。これは用途によりまして、いふふうに考えておるわけでございます。根本的にはそういうふうなことをおぼえておるわけでございます。なお、外貨割当の制度を残しておりますので、その面から今後コントロールしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、なお、この輸入行政は、先生御指摘のように、通商局と私のほうにまたがっておりますので、通商局のほうにも絶えず私ども十分連絡いたしまして、私自身もよく状況を注意して遺憾のないよう

に運営してまいりたいというふうに考えます。

○阿部竹松君 吉武先生から強力な御発言がありましたが、吉武先生は日韓条約を推進なさった自民党の有力な指導者でありますから、その方が無煙炭が入ってきたては困るということ、私と立場が違ふのですが、期せずして意見が一致しているわけですね。こういふことがあるから、吉武先生に日韓交渉は急がぬように再三お話をしたわけですが、残念ながら日韓条約が締結されたので、入ってきたらたいへんなので、それでだめ押しの局長にお聞きしたわけですが、無煙炭に関連して、いまニュージージーランドが日本の市場を新しく開拓するために膨大なセールスマンが来ているということが日経新聞に一週間ほど前に出ておりました。これは事実なんですか。

○政府委員(井上亮君) 私はまだその事実を聞いておりませんが、至急調べてまいりたいと思ひます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたしますが、鉱害の問題ですが、これは膨大な鉱害のあと始末なんです、一朝一夕にこれもできる仕事ではありませんが、大体現時点でどのくらいあるわけなんです。これは衆議院段階でも相当論議したようです。膨大な数字になりますが、貝島炭鉱一社のみでも五十億、六十億近い鉱害のあと始末が必要であるというふうに承っているわけですが。

○政府委員(井上亮君) 鉱害につきましては、私も昨年一年かかちまして全国鉱害量の調査をいたしましたわけですが、最近では集計を終りましたので、ただいま関係のところと調整——これはわずかな調整でございますが、中共において微調整の段階に入っております。今日までもそういう意味合いで、最終的ではございませんが、大体のところは、既採掘のもの、残存区域といたしましては六百七十億の鉱害が残存している。これは従来よりもやはり三、四割程度ふえておりますが、それは昨年から今年にかけての時点で、何と

に、評価がえのような形をとっておりますので額がふえております。なお、今後、将来の採掘区域に生ずるであろう鉱害量の調査もあわせていたしておりますが、これは二百八十億くらいになるのじゃないかというふうな考えなのでございます。これらの鉱害につきましては、私どもこの鉱害量調査、これを一応確定いたしましたして、今後この復旧につきましては、できるだけ計画的な復旧をいたしたいというふうに考えております。特に既採掘分のものにつきましては安定鉱害になっているものが多くございまして、これに付きましてはできるだけ計画的な復旧ができるように、そのためには、やはり予算措置においてもそのような予算要求をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 その鉱害も明治、大正、昭和の三代にわたって、明治時代の鉱害もまだあるということも申し上げられないかも知れぬけれども、とにかく相当年代の古いのがあつて、だれが掘つたために起きた鉱害なのかわからないものもあるし、あるいは無資力者とかく印を押されているものもある。また、資力があつてもやらない、あるいは何度も鉱害の例ばかりあつて恐縮ですが、三井なんかも現地を見るとあまりやつておらない。

そこで、局長にこれをお尋ねするというよりも、おはかりするのは、小竹町などに行つても何百坪、何千坪という陥没地帯があつて水がたまつていて、筑豊のまん中ですから、労働者がたくさんおつても休養するようなセンター設備もない。労働者は昨年から毎年、今年は熱川、来年は天津というふうにレクリエーションセンターをつくつて、大企業の会社ですと休養設備があつたり、設備が不完全であつても宿泊設備があつたりするが、中小企業の従業員なんかにはなかなかそういう設備がないので、労働省で毎年一カ所ずつレクリエーションセンターをつくつて、中小企業、あるいはその他の設備を持たぬところの従業員のために便宜をはからうということで、日本全国に建てることになった。あの筑豊のまん中に行つて見る

と、ぼつんぼつんと散発的にある陥没地帯は別として、一方所大きな池になつてゐるようなところは、必ずしもその状態にして水田にしなければならぬという理屈もあるかもしれないけれども、また、利用方法によつては有効に使へるのです。ですから、労働省と通産省と力を合せてやるならば、あの池を利用してレクリエーションセンターでもつくると、これはわざわざあそこをたんにするのために、膨大なとかく石を運ぶとか、あるいは水を吸い上げるポンプを据えつけておかなければならないということはないわけです。そういうふうな方法であつた地帯を利用できぬものかどうかというのを、あの付近を通るたびに私も考へてゐるわけです。しよせんしよせん考えますから、ものになるかどうか別として、とにかく貝島なんという会社は五十六億とか六十億の鉱害復旧費がかかるので、これは永久にあの会社はやつていけませんよ。これはたいへん貝島という会社に失礼なことを言うことになるわけですが、とてもあの会社で鉱害だけでも五十億の金を払うだけの利潤をあげることはできないと私は思ふ。やつぱり国が無資力者ということをやつてやらなければならぬ。そういう金を出してたんばに直すのも必要かもしれないけれども、そればかりが芸ではありませんから、そういうことをひとつ石炭局と労働省の基準局でお考えになつてはどうかということをお私に考へておるのです。

○政府委員(井上亮君) 阿部先生のおっしゃることも一つの構想だと思ふ。ただ、私も先生のおっしゃいましたような地域を見たことがあるわけですが、なかなか鉱害の炭鉱地域、特に鉱害地帯におきましては、観光レクリエーションセンターというようなことは、できないことではないと思ふ。が、もちろんその池を利用し、あるいは周辺の地帯を整備してレクリエーションセンターにするというものは一つの考え方だと思ふ。が、必ずしも立地条件がどうかというような点もありましようし、端的に言へば、常磐炭鉱——先生御承知のように、温泉水を利用してハ

ワイアンセンターをつくつたというように、温泉でもあります。また非常に成り立ちやすさもあるのかと思ふ。が、そういう事情もございませぬので、なかなか実現には困難が伴うかもしれない。が、しかし、だからといってそういうことはかり申しておつては、鉱害対策は何も前進しないわけではございません。先生の御意見は参考にしたいたう。ふうに考へておられますが、私もいまやつておられますのは、そういうレクリエーションセンターというふうな意味でなくて、御承知のように、鉱害地帯に、ある地帯は特に陥没いたしました水が非常にたまっておるクリーク水等もあるわけでございます。そういう水をむしろ利用いたしまして、築地帯は工業用水、かんがい用水が非常に不足しておりますので、むしろそういう用途にその鉱害地帯の水の利用をはかりたいというふうな意味で、御承知かと思ふ。が、産炭地域振興事業団におきまして、本年度からのクリーク水だとか、そういう鉱害地帯の水を利用して工業用水をつくるという、そういう施設をつくるというふうな業務を今年から始めようといひたしております。またこの程度では十分活用あるいは鉱害対策として抜本的なあり方とは思ひませんけれども、そんなような知恵を出しておる次第でございます。

○阿部竹松君 鉱害対策に対する私の発言もつてあるけれども、局長のいまの答弁もつてある。あつて、工業用水にボーフラのわいたような水を、くんでしまつたらなくなるような水をどうして工業用水に使へますか。見もせぬで答弁してゐるようですね。見たことがありますが、見もしないで工業用水云々といつても、私の案よりまだあなたの案が悪い。ですから、そういうことになしに、それは一案だから労働省と話をしてみましようという答弁をするのが礼儀でもあるし、常識ですよ。そういうような答弁だったら私はこれで質問をやめます。

最後に、膨大に質問がありますが、もう一回審査があるから、そのときに譲るとして、

一点だけお尋ねしたいのは、たとえば貝島とかあるいは日炭高松、杵島、明治、こういうところは政府から特別にお金を借りておられます。この融資にあつて、労働者の賃金は云々、能率は云々というように、金を貸すほどですから、幾多の条件をつけるの当然かもしれないけれども、条件がつけられてゐるわけですね。ところが、三〇、この三〇では、物価が御承知のとおり上昇して、もうとても物価の上昇が三〇、四〇じゃないのですから、常識的に生活が苦しいというところは、炭坑に入つておつて期末手当が二万五千元くらいしかもらえない、これはたいへん気の毒だ。会社が出そうと思つても、これは政府からひもがつけられておられますからいけない、こういうことらしい。したがつて、これは大蔵省から金を出してもらうために開発銀行を通じてやつたわけですから、そこらあたりの折衝過程においてそのような話が出たかもしれないけれども、三〇で押えられたらこれはたいへん気の毒で、それはいかん坑内へ入つて苦しいところで危険な作業をやつておつても、石炭産業が斜陽なものですから、ぜいたくはできぬでしよう。がまんしなければならぬ。しかしながら、三〇で押えられることは不当なことであつて、これは局長、何とかあなた方として方法はないものでしょうか。

○政府委員(井上亮君) ただいまのお尋ねの前に、前の御質問についてちよつと補足をさせていただきますが、先ほど申しましたクリーク水を活用して築地の工業用水の確保をはかる措置を産炭地域振興事業団がことしからやるわけでございます。これは先生御承知の鞍手地域の鉱害による陥没地帯のクリーク水、これを利用いたしまして、事業団が直営で工業用水を確保する施設をつくるというふうなことをやりたいと思つてゐるわけでございます。ただ、これにつきましては、まだこれだけで先ほどおっしゃつたような疲弊した産炭地域の、特に鉱害地帯の対策にはなりません。先生の案を、お説のように、ひとつ検討してみたいというふうに考へております。

それから、再建会社の問題でございますが、ただいま御指摘のように、これは筑豊地域の会社が多いわけでございますが、日炭とか明治炭業、あるいは杵島、貝島炭業、この四社につきましては政府が特別に資金援助をいたしまして救済をいたしたわけでございます。が、この救済に際しまして、これは今後やはり再建するというためには、やはり何よりも労使間の協力といひますか、あるいは努力が必要になつてくるわけでございます。政府のほうにいたしましては、そういう体制に對しまして資金的な援助をし、あるいは金融機関から相当膨大な借り入れ金を持つておりますので、その金融機関との間に立ちまして返済猶予を金融機関にお願ひをするというふうなあつせんをお願いいたしたわけでございます。が、その際、今後二年間程度は、やはり会社の苦境を切り抜けるために、資金はやはりできるだけ会社の實力に合うように労働組合としても協力しようといひます。中には三〇程度という会社もあるわけでございます。中には三〇程度という会社もあるわけではないかといひます。この点についてこれは気の毒ではないかといひます。先生の御話でございますが、私も率直にいひまして、かりに石炭産業一般の賃金の上昇が年七〇七程度上るといふような場合に、非常に会社が不況にあるがゆえに、労使がなばつて、再建の期間は少し低くても、会社の成り立つ範囲でがまんしようという御意見、これはごもっともと思ふのでありますが、こういう姿でいかんといひますれば、それは私もできるだけこういう状態から早く脱却できるような対策が必要ではないかといふふうに考へております。ただ、しかし、現実問題といたしましては、会社によりましてそれぞれ事情もありまして、もつと具体的に申し上げますれば、同じ再建会社の中でも、非常に順調といひますか、計画どおり、あるいは計画を上回つて努力しているところもありまします。あるいは再建計画をつくりましたときの計画に對しましてさらに下回つておるといふよう

んけれども、諸般の情勢で計画とおりにいかないというところもありますしいたしますので、一がいには申せませんが、やはりある程度一般論としては、長期にわたつてのこういう姿というのは好ましくない姿だと思ひますけれども、やはりしばらくの間労使がしんほうしようというようなことはやむを得ない場合もあるのではないかと。ただ、私個人として、それがあつて正當な姿かといわれますと、非常に気の毒な事情である、私どもとしては、少なくともできるだけそういう姿でないような政策の樹立に努力してまいりたい、こういうふうに考へております。

○阿部竹松君 確かに会社の経営内容が苦しいわけですから、ないそでは振れぬということになりましようけれども、これは月収五万も六万もある人ならばまんでくるわけです。しかし、実際問題として絶対量が足らないわけですから、その際にそういうことで頭打ちをされるとなかなか生活が困難であつて、その賃金は押えるのだ、しかし、会社には協力せよといつても無理です。しかし、一般相場とまでいかぬでも、せめて七割、八割までは出してあげますよ、そのかわり、会社が苦しいのは御承知のとおりだから、君たち出炭に協力せよ、こういうのならわかるが、賃金はもう押える、そのかわり、会社には協力せよということでは、局長、筋が通らぬと思ひます。ですから、いまでも御答弁いただいたわけですが、私は、経営者と会つた際に、やはり前向きな姿勢で従業員と接するように格段の御協力を願ひします。

○委員長(大河原一孝君) 他に御質疑の方はございませんか。——本法案に対する質疑は、本日はこの程度にいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

昭和四十一年五月四日印刷

昭和四十一年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局